

議 事 日 程 （第 1 号）

平成28年 6 月17日（金曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 例月出納検査結果報告
日程第4 平成27年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第5 議員派遣の件
日程第6 一 般 質 問
日程第7 議案第46号 東白川村美しい村づくり委員会設置条例について
日程第8 議案第47号 東白川村税条例等の一部を改正する条例について
日程第9 議案第48号 東白川村小規模企業振興基本条例について
日程第10 議案第49号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第50号 平成28年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第51号 平成28年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第52号 平成28年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第53号 財産の取得について
日程第15 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7名）

1 番	今 井 美 和	2 番	今 井 美 道
3 番	桂 川 一 喜	4 番	樋 口 春 市
5 番	服 田 順 次	6 番	今 井 保 都
7 番	安 江 祐 策		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今 井 俊 郎	教 育 長	安 江 雅 信
総 括 参 事	樋 口 章 久	参事兼村民課長	小 池 毅
総 務 課 長	安 江 良 浩	会 計 管 理 者	安 江 誠
産 業 振 興 課 長	今 井 稔	建 設 環 境 課 長	今 井 義 尚
地 域 振 興 課 長	桂 川 憲 生	教 育 課 長	安 江 任 弘
国 保 診 療 所 事 務 局 長	伊 藤 保 夫	監 査 委 員	安 江 弘 企

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局
次 長 安 江 由 次

◎開会及び開議の宣告

○議長（服田順次君）

ただいまから平成28年第2回東白川村議会定例会を開会いたします。

現在の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 今井美和君、2番 今井美道君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月22日までの6日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月22日までの6日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（服田順次君）

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

平成28年6月17日、東白川村議会議長 服田順次様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井保都。

例月出納検査結果報告。

平成28年2月分、3月分及び4月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成28年2月分、3月分及び4月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成28年3月17日、4月28日及び5月26日。

3. 検査の結果 平成28年2月末日、3月末日及び4月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上です。

○議長（服田順次君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎平成27年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（服田順次君）

日程第4、平成27年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、提案者の報告を求めます。

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

それでは、資料をごらんいただきたいと思います。

平成28年6月17日、東白川村議会議長 服田順次様、東白川村長。

平成27年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条第1項の規定により平成27年度東白川村繰越明許費を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

この件につきましては、3月議会に提出しました補正予算の中で繰越明許費についても議決をいただいているところですが、今回、自治法の規定によりまして、改めて財源を含めまして報告させていただくものでございます。

資料をごらんいただきたいと思います。

平成27年度東白川村繰越明許費繰越計算書。

まず一般会計でございます。

上段から順次説明してまいりますので、お願いしたいと思います。

2款1項総務管理費、事業名、財政管理費一般、金額の欄につきましては、事業費でございますが省略をさせていただきます。翌年度繰越額258万6,000円でございます。うち財源内訳、一般財源が258万6,000円でございます。事業内容といたしましては、統一基準の公会計、財務諸表の作成支援を委託した経費でございます。28年度に繰り越して事業を継続して行うものでございます。

2つ目でございますが、2款1項総務管理費、情報セキュリティー強化対策事業、翌年度繰越額

が2,915万7,000円でございます。財源内訳で未収入特定財源、国庫支出金で520万円、セキュリティー強化国庫補助金でございます。村債で520万円、一般補助施設整備事業債でございます。残りが一般財源で1,875万7,000円でございます。マイナンバー等個人情報保護のためのネットワークの整備経費でございます、補助の採択が3月となったために翌年度に繰り越したものでございます。

3段目でございますが、2款1項総務管理費、地方創生東白川村ファンを核とした村内商品の販売促進事業、翌年度繰越額が704万7,000円でございます。財源内訳で、未収入特定財源が675万円、地方創生の加速化交付金でございます。一般財源が29万7,000円で、事業内容ですが、E Cモールの運営経費となります。こちらのほうも補助の採択が3月となったために翌年度に繰り越したものでございます。

次に、2款1項総務管理費、地方創生農業振興会社設立事業、翌年度繰越額2,000万円、財源で、未収入特定財源の国庫支出金2,000万円で、上段と同じように加速化交付金でございます。新会社の倉庫等の整備等に係る補助金が経費でございます。

次に、2款1項総務管理費、地方創生白川茶販路拡大事業でございます。翌年度繰越額が800万円、財源で、未収入特定財源、国庫支出金800万円、こちらのほうも地方創生の加速化交付金でございますが、白川町との連携による販路拡大事業でございますが、現在は事業が若干見直しになってございます。

一番下の段でございますが、6款1項農業費、農業構造改善事業一般でございます。翌年度繰越額が607万6,000円でございます。一般財源で607万6,000円でございます。茶の里工房に野菜の販売所を設置する改修経費でございますが、実施設計等に時間を要したために翌年度に繰り越しをしたものでございます。

裏面のほうへ行っていただきまして、7款1項商工費でございます。住宅対策推進事業、翌年度繰越額が3,006万8,000円でございます。一般財源で3,006万8,000円、大明神のエコトピア住宅の道路のつけかえ工事でございますが、湧き水処理に時間を要したために翌年度に繰り越したものでございます。

8款2項道路橋梁費、道路橋梁維持事業でございます。翌年度繰越額は170万円、一般財源で170万円でございます。加舎尾地内の神土角領線の排水管路の修繕工事ですが、地元との調整に時間を要したために繰り越したものでございます。

8款3項住宅費で村営住宅単独建設事業、翌年度繰越額が380万円、一般財源で380万円でございます。中通りの村営住宅の建設に伴います設計委託経費ですが、地質調査等に時間を要したために翌年度に繰り越したものでございます。一般会計翌年度繰越額の合計が1億843万4,000円でございます。内訳で国庫支出金で3,995万円、村債が520万円、一般財源で6,328万4,000円となっております。

次に簡易水道の特別会計でございますが、3款1項施設維持管理費でございます。事業名、施設維持管理費で、翌年度繰越額が130万円でございます。一般会計にございました神土角領線の村道改修工事に伴います支障移転工事でございますが、村道改修工事の工期に連動して翌年度に繰り越

したものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（服田順次君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成27年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎議員派遣の件

○議長（服田順次君）

日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

○議会運営委員長（桂川一喜君）

議員派遣の件。

次のとおり議員を派遣する。

加茂郡消防操法大会、消防団の活性化に資する。白川町、平成28年6月26日、議員全員。

学校保健会総会、教育振興に資する。中学校、平成28年6月27日、樋口春市議員、桂川一喜議員。

市町村議会議員セミナー、議会議員の研さんに資する。ふれあい福寿会館、平成28年7月6日、議員全員。

少年の主張大会&ふれあいコンサート、教育振興に資する。はなのき会館、平成28年7月6日、議員全員。

可茂町村議会議員研修会、可茂町村議会議員の研さんと交流により相互理解を深める。坂祝町、平成28年7月26日、議員全員。

東白川夏祭り、地域の活性化に資する。中川原水辺公園、平成28年8月14日、議員全員。

そのほかにも、次のとおり、議長決裁により議員を派遣しておりますが、お手元の資料で御確認ください。

以上で報告を終わります。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更ができることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（服田順次君）

日程第6、一般質問を行います。

通告者は5名です。

通告順に質問を許可します。

4番 樋口春市君。

〔4番 樋口春市君 一般質問〕

○4番（樋口春市君）

きょうは、木材関連産業の後継者不足について質問をさせていただきます。

村の90%余りが山林で、東濃松の産地である本村では、今から30年前までは、林業、製材、建築、木工にかかわる仕事が非常に盛んに取り組まれていました。当時の村の若者も木材関係の仕事につく人が非常に多く見えたように思います。現在、この業界を支えている方々は、その当時、この仕事についていた方々であると言っても過言ではないものと思います。外材の輸入、バブルの崩壊、少子・高齢化が進み、後継者不足を懸念して近隣町村が協力をして生まれたのが濃飛建設職業能力開発校（現在の白川町下油井の元小学校跡地）の設立であります。

現在、本村からは、ここ数年、この学校に通う生徒がいないのが現状です。村では、大手ハウスメーカーに対抗してフォレストスタイル事業に取り組み、7年目を迎え、去年はテレビ放映の効果で関東、関西方面からの問い合わせが十五、六件あったということで、こうした問い合わせにいち早く積極的に対応していくためには、やはり若い人たちの力が必要であります。村にとっても大変重要な産業であります。特に建築は裾野が広く、さまざまな業種の方々がかかわっておみえであり、村長も十分承知いただいているものと思います。ようやくフォレストスタイル事業も軌道に乗ってきているものと思います。職業能力開発校2年間の授業料を村が助成してでも後継者の育成は緊急な課題

であると思います。

現在の状況で今後推移すれば、住宅産業はもとより、木材関連産業の存亡にもかかわる事態でもあります。今後この事業に積極的に取り組んでいくためには、事業所の努力はもちろんですが、村としてできる限りの後継者の育成を早急にお考えいただくことが必要と思います。

そこで、村長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

樋口議員の質問にお答えをします。

木造建築関連産業が本村の主要産業の一つであることは象目の一致するところであり、私も全く同じ考えであり、これに基づき、東白川木造建築協同組合、東濃ひのき白川プレカット協同組合、東白川製材協同組合、そして森林組合、これらに対する各種支援を継続して実施していることは、議会の皆様にも御理解をいただいているところであります。

特にフォレストスタイル事業には、事業立ち上げ以来、継続して直轄事業として実施しているところであります。現在までに民営化の検討もありましたが、昨年度は、地域情報化大賞受賞、全国ネットでのテレビ放映などが好影響し、平成27年度の着工戸数は29棟で、契約金額7億4,300万円となり、平成26年度が16棟、4億7,000万円でしたので、大変大幅な伸びを示しております。

また、これ以外の成果として、岡山県、長野県、静岡県等の工務店や木材関連加工会社から、東白川製材協同組合への桧材の商談が数件あり、継続的な契約が成立したという報告もいただいているところであります。

一方で、担当していた地域おこし協力隊員の急な離任などの状況もあり、今年度から役場の機構改革を行い、地域振興課を設置し専門的に管轄するとともに、職員の育成も視野に入れて体制を再構築いたして、現在、事務事業を進めております。

そういう状況の中で、議員御指摘のとおり、後継者の育成が急務になっております。私が上棟式に出た折に挨拶の中で、「白川太鼓の技と真心でつくる安心住宅を提供する」と、こういうことを強く強調して御挨拶をしております。ところが、この継続がまさに問題になってきております。濃飛建設職業能力開発校については、本村からの生徒数は、この数年を見ても、平成26年に1人あっただけで、ことしも一人もありません。

このことは、東白川木造建築協同組合の組合員の皆様にも常日ごろからお話をしているところでございます。フォレストスタイル事業が村民の皆様から納得して応援をいただいくためにも、後継者づくりに本腰を入れていただかなくてはならないと、今年度の初めに新体制で事業を実施することの説明の折に組合の皆さんに全体会議でお話をいたしましたところであります。

組合では、これを受けて話し合っただき、全組合員がその後、濃飛建設職業能力開発校の会員となるようなお運びになったとお話を聞いてございます。

その上で、来年度に向けて後継者育成事業として新しい事業を、地方創生事業として組み立てる

よう担当に指示したところでございます。どのような仕組みで助成をするのか、また肝心な若者の募集についてどのような方法で行うのか、今議論をしているところでございます。また試案ができましたら説明を申し上げます。

以上で答弁といたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

これまでは、後継者が村内の若者で十分に引き継いでこられたわけでございますけれども、少子・高齢化がこれだけ進んでおりますと、村内で後継者を育成していく、村内の若者だけで育成していくというのは非常に難しいということで、私からの一つ提案でございますけれども、ぜひ村外の若者、建築に興味のある方を何とかこの村に招いて、飛騨の匠の技術を、先ほども村長が上棟式に挨拶を白川の技術を宣伝していると言われておりましたけれども、大変技術もこの職人さんは持っておられます。関連事業の技術者が非常に減少してきている。建築だけではなく、左官業にしても、また板金屋さん、あるいは瓦屋さんにしても、技術者が年々減少してきていると。これも本当に東白川村の活性化には重要なことであると思います。

先ほども申し上げましたように、非常に裾野が広いわけでございますので、この業種は。さまざまな関連した業種の方が東白川にもお見えになる。この方々が、大工さんは1軒でも家が建たないと仕事がないわけでございますので、村長は商工会の事務局長も長年お務めになっておられましたので、十分にこのことは認識をされているものと思いますので、ぜひともさまざまな制度等の改革もしていかなければならないと思いますが、このことも十分に検討して、早急に後継者を育成する段取りをつけていただきたいなということをお願いして、再度、村長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

先ほどの答弁で新しい制度を組み立てるよう指示をしたと説明をいたしました。地方創生事業、ことしの推進交付金というのは1次募集が終わりました。県の担当のところでは聞きますと、2次募集もあるよと、10月以降。そういうことでございますので、早急に交付金を活用して、今、議員御指摘のとおり、村内だけではなく、広く人材を求めていきたいと、このように考えております。

ちなみに、今年度の白川の職業能力開発校入校者、業者は白川町でございますが、学生さんは美濃加茂市、あるいは関市、こういったところの新卒の方々が数名おられました。つまり、おっしゃったとおり、都会でも建築大工技能者になりたいというような要望を持った子供さんたち、生徒さんたちはたくさんある、そういうふうにあります。近辺だけでなく、事業の仕組みとしては、地域おこし協力隊の募集のように広く、例えば東京でもそういった方が見える。今、地方の魅力が問わ

れているところでございます。そういう意味では、移住・定住にも関連して、広く学生を募集していったら人口の増加にもつながるし、少なくとも5年なら5年という期間を決めて定住していただければ、その間に発展ができるというふうに考えております。募集の方法等についてはまだ決めておりませんので、また決めてから説明をしてみたいと思いますが、そういう考えでおります。

裾野が広いという提案につきましても重々承知をしております、まずは住宅建築をしっかり受注できる体制を各事業者がとっていただかないと裾野も広がっていかないということでございます。

商工会とも協力して、後継者育成に関する事業についてのいろんな制度、今年度はある意味ではその一端を担えるのではないかと思います、研修等の費用に関する助成制度を新たに商工会の要望からつくったわけです。これは、建築業に限らずということで、商工会の会員の皆様方の後継者育成のため、あるいは従業員確保のための事業制度になろうかと思っております。

引き続きこの村の木材関連産業が重要な産業である位置づけの中で、裾野の広い産業の育成について、業界の皆様方もしっかりとコンタクトをとりながらやらないと、行政だけが先走っても、肝心の職人さんの受け入れ先を整備しないといけないということもあります。そういう意味で話し合いを続けて、仕事をしながら学校に通って、そして技術を身につけていく、そういう能力開発校でございますので、その受け皿のことも大事なことであります。そういったことを協議しながら事業を進めてまいりたいと思っております。

着手については、先ほど言いましたように、もし交付金がつけば、今年度事業で着手をして繰り越しをしてやっていけるようなスキームになろうかなと思っております、決定的ではございません。本格的な募集等は来年の春にやる必要が絶対ありますので、それまでに組み立てをしていきたいかなというふうに考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

ぜひとも村にとって大切な産業でございますので、早急な対応をよろしくお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（服田順次君）

次に、1番 今井美和君。

〔1番 今井美和君 一般質問〕

○1番（今井美和君）

交流サロンについて質問いたします。

神土地区に4月にオープンしましたふれあいサロンは、桜の香りが漂う、とても落ちつく空間です。そして、木曜日、金曜日の午前と日曜日にだけ開く喫茶「あんていろっぴ」は、徐々にメニューもふえ、村民の皆様にご覧いただきおいしいコーヒーが飲めるんだと早く覚えていただけることを期待しております。

2カ月がたちますが、村民の方から、行きたいけど、きっかけがないから行けないという声や、定休日があることを知らずに行かれた方、また行ったら臨時休業だったと言われる方がありました。誰でも気軽に利用できるサロンでありたいですが、まだサロンの活用の仕方、喫茶部門の状況など、説明や宣伝が足りていないと思います。

また、設計の段階からサロンの喫茶でのモーニングやランチの提供を考えているはずなのに、実際、スタート時にはできていない。何が原因なのか、使われていない厨房、カフェオープン時にはレジもなく、外から丸見えの状態、テーブル、椅子が大きく使いにくい。私を感じたり、利用した方から聞いたことですが、使ってみて、運営してみて、初めてわかる問題も出てきます。

今年度は五加地区にサロンをつくる計画を進めておりますが、同じものをつくっても意味がありません。安い建物ではないので、ふれあいサロンの実績を見て、村民の皆様気軽に利用していただけるサロンを目指し、じっくり検討して、よいものをつくっていただきたいと思います。

オープンから2カ月で、ふれあいサロンを利用された方の人数、団体の使用状況と、実際使ってみてのよい点や改善すべき点、そして次に五加に建設予定のサロンへの村長の思いを伺います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美和議員の質問にお答えをします。

ふれあいサロンは、4月にオープンをしまして2カ月が経過をいたしました。運営については、当初の予定どおり運ばなかった点や、気使い、あるいは心配りの足りないところがあり、反省すべき点は多々あると思っております。

個人、団体を問わず、誰でも気軽に御利用できる施設として生かしていただきたいと考えております。例えば1人でもふらっと立ち寄れるカフェ、写真展や各種講座の開催、趣味の時間を過ごす場所、柔軟に展開し、これらを通じて利用者との間に、施設の名前どおり、ふれあいの空間が生まれる施設でありたいと願っております。

また、議員の御指摘のとおり、行きたいけど、何かきっかけが欲しい、あるいは定休日があることを知らなかったなど、村民の皆様に対して説明不足の点があることは反省しなくてはならないと感じております。今後は、CATVでの広報はもとより、ホームページや店頭表示、折り込みチラシなどを活用してPRをしてまいりたいと思っております。

五加サロンの建設に対しては、今回の経験を生かし、反省すべきところは反省し、地域の皆様やサロンを利用して活動を予定しておられる団体などの皆さんの御意見を何回もお聞きしております。こういった声をできる限り取り上げまして、使いやすい施設にしていまいりたいと思っております。

モーニングの提供のことや利用実績、今後の事業展開計画については、診療所事務局長より回答をさせます。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 伊藤保夫君。

○国保診療所事務局長（伊藤保夫君）

今井美和議員の御質問にお答えいたします。

カフェでのモーニングの提供についてですが、いろいろ準備ができて御心配をおかけしておりますが、6月下旬には開始できればと今考えております。

次に利用状況ですが、主に団体の行事で御利用をいただいております。利用団体におきましては、老人クラブ、しらゆりの会、日赤奉仕団、絵手紙の会、子ども会、子育てママの会、読み聞かせ等であります。5月はサロンが団体利用を含め339名、カフェが167名の方に御利用をいただきました。また、実際施設を使ってみて、よい点といたしましては、飲んだり食べたりして気軽に話せる空間があるということと、ほかの公共施設より小ぢんまりとしていることで気安く使用でき、会議等を行って休憩で和室でくつろげるといった感想も耳にいたしました。

改善を要する点として、接遇面では難しいものがございますけれども、つちのこ会さんから、カフェにローテーブルと椅子を御寄贈いただけるということで、プライベートで、話せる場ができると思います。また、談話スペースでのカラーリングも壁面を養生することで御利用いただけるように、またパネルや写真展示が談話室の壁の周囲全体でできるように、現在シルバー人材センターの方をお願いしているところでございます。また、今後スポーツ吹き矢等の軽スポーツもサロンで講習会を兼ねて普及していければと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

サロンの使い方やサロンの情報など、村民の皆様ができる限り上手に利用できる場所にしていただいて、より一層の村民への周知に力を入れてください。

それから、ふれあいサロンに設置してある協力金箱という箱があったんですけど、きのうは置いていなかったですが、それが一度なくなり、募金箱となりました。募金箱の設置を悪いとは言いません。募金箱はいいことなんですけど、協力金箱というのは、バリスタコーヒーのための募金箱だと思っている方、運営の協力金だと思っている方、いろいろいらっしゃいます。その協力金箱が消えたことで、実際そのお金がどこへ行ったのか、どこに収支決算されるのかということを疑問に思われている方がいらっしゃいました。カフェのほうのコーヒー300円も喫茶は喫茶で決算されるのか、それもちよっとわからないところがあったので、協力金箱と喫茶、そして使用料のお金の行き先と使い方を教えていただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

お答えをします。

議員御指摘のとおり、PRにはこれからも努めていきたいと思っております。一人でも多くの皆さん方

に気軽に御利用いただけるサロンを目指してまいりますので、御指導をよろしくお願ひしたいと思います。

今御質問がありました協力金、募金、あるいはカフェの売り上げ等については、事務局長から答えさせます。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 伊藤保夫君。

○国保診療所事務局長（伊藤保夫君）

協力金につきましては、4月から協力金箱を置かせていただきまして、そこに協力金として入れておっていただきました。それについてでございますけれども、熊本地震が発生したということで、5月からあわせて募金箱も置かせていただいておりますけれども、それまでの協力金につきましては、全て熊本地震の義援金のほうへ、その協力金は入れさせていただきます。

今後、協力金につきましては、運営委員会のほうで管理しております通帳のほうに入れまして、カフェ部門の売り上げとは別物として管理していきたいと思ひます。また、カフェのほうの売り上げでございますけれども、4・5月合わせまして約8万円ほどございました。これにつきましても、運営委員会のほうの通帳へ入れさせていただきます、コーヒの原材料、豆とか飲料等の財源にさせていただきますというふうを考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

よくわかりました。

これからもカフェのほう、お金のほうはしっかり管理して、皆様にわかるように説明をしていただきたいと思ひます。

あと、五加のサロンですが、ふれあいサロンの様子を見ながら十分に検討されることを期待しますし、本当に必要だと思われるものをぜひつくっていただきたいと思ひます。

それから、サロンの愛称ですが、平の場合は、ちょっと遅かったように思ひます。親しみを込めるために、少し早目の公募をよろしくお願ひします。以上です。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

先ほども申し上げましたように、五加サロンの機能については、神土のふれあいサロンとは全く別のものと考えて、五加地域の皆さん方が求める機能を、できる限り満足できる。そのほかには、実は住宅政策との関連がございまして、五加グラウンド管理棟の機能を将来は一部持っていないと、管理棟を壊したときに補助金返還になる、こういう事情がございまして、その辺のところもしんしゃくしながら設計図面を引いております。大方の合意が得られたということで、今回決まっ

いりましたので、平面プランを立ち上げてまいります。

それから、使用の方法についても、最初のところから運営委員の皆さんに入っていただくような形を、運営委員になっていただけるべき人たちに入っていただいて御意見を伺っておりますので、新しい管理体制をつくっていきたく、このように考えております。これはまだ決定はしておりませんが、御相談をしております。

愛称につきましても、五加地区の皆さん方の御意見をいただきながら、早目に決定をしたいと思います、このように考えております。よろしく申し上げます。

○議長（服田順次君）

次に、6番 今井保都君。

〔6番 今井保都君 一般質問〕

○6番（今井保都君）

医療福祉について質問をいたします。

高齢者が生きがいを持ち、健康寿命を長く保つための環境づくりの中で、高齢者交流サロンが平成27年度神土にでき、平成28年度五加にも建設されます。この施設のもとで、地域全体で世代交流ができることは大変喜ばしいこととあります。ふれあいサロンの利用状況はともかく、運営体制につきましては、当初の思惑とは少し異なっているようですが、どのようになっていますでしょうか。

村民のための施設であるので、維持管理をボランティアの協力を得ることをもう少し呼びかけてはどうかと思えます。

最少の経費で最大の効果を上げることが求められます。また、交流サロンだけでは、東白川村の福祉の充実は達成できません。今後はお互いに助け合い、安心して暮らせる優しさのある村づくりをさらに推進しなければならないと考えます。人生80年時代の高齢化社会に対応できる医療福祉の確保が求められています。

建築後50年を経過した診療所を初め、介護サービスを受けやすい環境を整備するための老人保健施設や高齢者生活福祉センターせせらぎ荘の改修が必要と考えます。昨年秋に東白川村医療福祉ゾーンの整備検討会議が村内外の有識者により設置されました。今後の東白川村医療福祉の整備がこの会議に委ねられております。村長が委員長を務めておられますので、現在の状況と今後の計画を含めてお聞かせください。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井保都議員の質問にお答えをします。

まず初めに、神土のふれあいサロンの運営体制についてですが、社会福祉協議会を指定管理者として委託をしております。実際の運営は、管理委員会を設置して、この委員会でいろいろなことを協議していただいて運営をしております。建設途中から、高齢者の社会参加を促すためにも運営に

かかわっていただくこととしており、開館時間のこと、利用の仕方、これらについて協議をいただいております。

御承知のとおり、「ふれあいサロン」という名称もこの委員会で多数の応募者の中から決めていただきました。委員の皆さんは、神土地区の老人クラブの代表の方、しらゆりの会、日赤奉仕団、シルバー人材センター、地元自治会の代表の皆さん、こういった方々で組織し、社会福祉協議会が事務局となっております。

当初は、サロンの開館日を運営委員でもある地元の老人クラブや他の委員さんと、あるいはシルバー人材センターの方に有償ボランティアをお願いをすることができればと考えておりました。しかし、いろいろ話し合いをする中で、利用はさせてもらうが、管理まで自分たちが行うことは負担が大きいのでと、そういうお話をいただきました。

そこで、4月と5月中旬までは、カフェ営業日を除く開所日については、社会福祉協議会と保健センターの職員が交代で対応してまいりましたが、その間に事務局レベルで複数の管理をお願いできる人を地元の中からということで人選をし、交渉をさせていただき、幸い4名の方に御承諾をいただけたので、当番で交代で管理をしていただけるような体制がつくることができました。これから、安心して気持ちよく使っていただける施設となっていくと思っております。

また、地域の皆さんが利用することにより施設になれていただき、管理の仕事の中身をわかっていただけるようになれば、地元老人クラブの皆さんやボランティアの協力も視野に入れていけると、このように考えているところでございます。

次に、医療福祉ゾーンの整備についてお答えをします。

医療福祉ゾーンの整備については、総合計画で明記しているところでありますし、私の公約の重要な事項の一つでもあります。したがって、就任以来、どのような施設が本当に必要なのか、用地確保に対する交渉とあわせて、今後の東白川村の医療・福祉・介護のあるべき姿を間違えないようにするため、職員の意見だけでなく、専門的な有識者による検討が必要と考え、昨年度、検討会議を設置しました。

2回の会議を開催し、東白川村の現状の共有、今後の介護や福祉・医療の動向の分析等を行っていただいております。今年度も引き続き同じ委員の皆さんを委嘱し、検討を行っていただきます。今後の東白川村の医療福祉の整備がこの会議に委ねられている、そういう御意見でございましたが、情報分析や私が計画を樹立するために参考にしていただくというスタンスでございます。そういった組織として考えております。計画樹立は行政が責任を持って行います。その内容については、当然のことながら議会の皆さんに対しても十分な説明と議論をいただいて決めてまいりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

また、今年度中、検討委員会、専門委員の皆様方と議員の皆さん方との意見交換会も一度開催をして、情報共有をしていきたいかなというふうに考えております。その方向でこれから調整をさせていただきます。今年度の第1回目の委員会は7月25日にスケジュールがとれそうということで、開会の準備を進めておるところでございます。

以上で答弁といたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

今、サロンについても有償ボランティアの方が4名確保できたということをお聞きしました。今回もこの管理委託料、社協のほうへ追加の補正が上がっておりますけれども、やっぱり最初に100万で予算を組んでおられました。有償ボランティアの方も含めて、この100万の予算の中でやるというようなことが平成27年12月のサロン整備検討状況の中の説明会がございましたけれども、現実はその金額をオーバーして予算が要するというところでございますけれども、やはり申し上げましたように、村民のための施設であるので、最少の経費で最大の効果を上げるということを行政の方々は、やっぱり金ありきではなくて、具体的にちゃんとした目標をもう少し立ててやってもらいたいなというのが私の印象でございます。

それから、整備検討委員会の大きな村にとっては大事な計画でございますので、第5次総合計画も27年度から30年度の基本計画の中で載っております。村長の任期の間に何らかの青写真ができるんじゃないかというふうに私も期待をしておるわけですが、なかなか大きな問題ですので、すぐその答えというか、方向性を見つけ出すのも大変かなと思いますけれども、今の状況というか、何年度までには私は公約というふうに受けとめておるので、せめて27年から30年の間の村長の任期中には何らかの形が見えてこないかなと期待をするわけですが、その辺のことをちょっと伺いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

まず初めに、サロンの運営の仕方について、当初計画どおりいかなかったということですが、これは建設途中でいろいろ協議をしながら、有償ボランティアということにしておりまして、地元の皆さんに何とかボランティアでやっていただけないかなという計画で話を進めておりましたが、先ほど答弁としたとおり、荷が重いというようなお話が来たので、時間単価で800円ぐらいの報酬をお支払いする形での管理者を募集していったということで、そのための増額になったということが今回の補正の原因でございます。

これにいたしましても、そんなに高い賃金ではございませんし、ある意味では村民の方に所得を得ただけということにもなりました。仕事ができただけということでございますので、私はこれでよかったのではないかなと思っております。

やはり火災のことですとか、いろんな防犯のことなんかで、本当のボランティアにお任せしていくというのはちょっと考えが甘かったかなというふうに思っておるところでございます。

今後はこの体制ができましたので、先ほども言いましたように、しばらく継続をしていただいて、

またこういった事業でございますので、状況が変わるといろいろな課題が出てきますので、その都度対応してまいりたいと、このように考えております。

それから、福祉医療ゾーンの整備につきましては、議員の皆様方にも用地の確保について御提案を申し上げまして、今議論をいただいているところでございます。その件につきましては、着実に交渉が進んでいるというふうにだけお話をさせていただけるかと思っております。

それを受けまして、28年度中に青写真をつくりたい、このように考えております。予算の関係とか、それから補助金の申請等の事務等々が関係がございますし、医療福祉ゾーンでございますと、県の認可という事務的な処理がございます。このことによって動きますけれども、当初は29年度着工の予定で事業を進めておりますが、正直申し上げまして少しおくれていくかなという感覚は持っております。用地が決まりましたら、造成の設計施工、そして本設計をやり、建設ということになりますので、かなりの事業規模になります。拙速な事業をやってはいけなかなというふうで、私の任期中というお話がございましたが、必ずや道筋をつけていきたいと、このように考えております。よろしく申し上げます。

○議長（服田順次君）

それでは、ここで暫時休憩に入りたいと思っておりますので、10分間休憩に入ります。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 今井美道議員。

〔2番 今井美道君 一般質問〕

○2番（今井美道君）

地域おこし協力隊の活動検証と今年度の採用計画について質問をさせていただきます。

現在、東白川村では、3名の地域おこし協力隊の方が活躍いただいております。隊員たちは、村内のイベントや各種団体のところでの精力的な活動や、ほっとチャンネル出演などで村内での認知度は高まりつつあると思っております。しかし、どういった制度の上でどんな活動をしているのか、まだまだ御存じない方が多いのも事実です。私はそんなときには、簡単な制度説明の上、村のホームページに、隊員は、活動の一部だけど毎月の活動報告を自分の言葉で書いているので、読んであげてくださいと答えるようにしております。

ここでいま一度、この制度の概略を確認しますと、都市から過疎地域へ住所を移し、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みで、この制度に取り組む自治体に1年以上3年以下に限られますが、特別地方交付税により財政支援を受けられる制度で、経費としては人件費に当たる報償費が200万円、その他活動旅費、作業道具等の消耗品費、事務経費、定

住に向けた研修費等の経費が200万円までが上限であります。任期終了後に村内で起業する者には100万円まで、自治体が隊員募集等に要する経費は200万円までと、このような制度ですが、1人の隊員が3年の任期を終えてこの村に定住されてみえますが、現在までの隊員たちの活動経過、効果の検証結果と、昨年秋から就任の3人の隊員がどのような活動状況にあるのか、報告を求めます。

その他の経費の部分を隊員たちがそれぞれ十分活用されているのか、活用を説明し、活動の幅が広がるように促されているのかを含めて報告を求めます。

東白川村には、持続可能な村づくり施策、人口減少問題、農林商工業対策など、まだまだ積極的に攻めの姿勢で取り組んでいかなければなりません。全国1,718の自治体、その中でも745の町、183の村が同じような問題を抱え、競い合っている現状で、さまざまな視点からさまざまな事業、施策を行うには、地域おこし協力隊制度が有効に活用すべきだと考えます。

27年度には、全国で2,625名の隊員が活動されているわけですが、国は28年度は3,000人をめどに拡充したいと考えています。任期を満了した隊員数や任期半ばで離職する数を考慮してもどれだけの枠があるか不明ですが、昨年から活躍中の隊員はあと2年後には任期を満了するわけですし、今年度も早目の募集が必要と考えますが、村長のお考えを伺います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美道議員の御質問にお答えをいたします。

地域おこし協力隊についての御質問でございます。

まず、昨年までの隊員たちの活動経過について説明をいたします。

現在も村に残って活躍しております樋口隊員は、就任以来、空き家バンクの業務を担当してまいりました。その他、村内のいろいろな団体の活動に積極的に参加し、活発な活動を行っておってくれます。読み聞かせボランティア、郷土歌舞伎など皆さんも御存じのことと思います。

彼は、昨年、村に残りたいとの意思を固めてくれましたので、現在、株式会社ふるさと企画の契約社員として身分の安定化を図り、村へ派遣という形をとり、現在はふれあいサロンでのカフェの運営、空き家バンクの引き続いての担当、村づくり委員会の事務局的な活動、後輩隊員の相談相手になるなどの活動を行っております。

途中退任した刀祢隊員は、就任以来、フォレストスタイルの事務局を担当し、昨年の秋には継続して、樋口隊員ともども契約社員として仕事を続けていただけの予定でございましたが、残念ながら、健康を害し、やむなく村を離れることになってしまい、彼女も積極的にいろいろなサークル等の活動に参加し、村に溶け込んでいてくれただけに大変残念に思っております。

次に、後ほど現在の隊員の活動状況と御質問がありましたその他の経費の活用内容については、担当の桂川地域振興課長から報告をさせます。

この制度の今後の活用については、私も議員と同じ考えでおりまして、ことしの10月からの採用3人を考えており、今議会に募集経費等、補正予算として提案しているところでございます。

この3人については、株式会社ふるさと企画、有限会社新世紀工房、そしてみのりの郷東白川株式会社の業務をその任務として行い、3年間の活動の間に、それぞれの会社の幹部社員として定住してもらえるよう、初めから業務内容を定めて公募していきたいと考えております。したがって、現在の3人の隊員とは少し条件が違う募集になります。採用後の活動内容も現在の隊員とは大幅に違ってまいります。このことは、受け入れ側も十分認識して取り組んでいかなければならないと考えております。

以上、今後の私の思いについて答弁をさせていただきます。

○議長（服田順次君）

地域振興課長 桂川憲生君。

○地域振興課長（桂川憲生君）

2番 今井議員の質問について、現在着任しております3名の地域おこし協力隊員の活動状況とその他経費について説明をさせていただきます。

活動状況については、御質問でも御紹介していただきましたところですが、それぞれ農業、中でもお茶の振興、農産加工、物販に意欲的に取り組んでおります。

総務省の地域おこし協力隊推進要項によりますと、受け入れ自治体は活動期間が終了した後も定住・定着ができるように支援を行うこと。また、活動のプログラムを作成し、必要な研修が行えるよう積極的にかかわることを要求しています。

昨年8月に1名、10月に2名が着任して、それぞれ半年以上が経過して、村の様子もわかり、人的なネットワークもできてきた時期と思っております。現在は任務の任期が終了した後の定住・定着を見据えた将来図を描く機会を月2回のペースで設けております。そうした目的と達成のためのその他費用は、平成28年度の当初予算で、隊員の要望により住居費も含めて3名で309万円を計上しております。国の財政措置としては1人200万円まで認められておりますので、隊員それぞれの将来目標が明確になった段階で、さらに財政措置の範囲内で研修や必要物品の予算計上を行って、任務期間経過後に定着・定住ができるよう導いていくのが受け入れ自治体の町村の責務であると認識しております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

地域おこし協力隊の活動報告をいただきました。先ほどのように、隊員と接点のある方は本当に一生懸命村を知って、村に溶け込もうとする姿、汗をかく姿、隊員たちを温かく見守っていただいておりますが、今、課長のほうから報告があったように、将来像を見据えたという点で、行政サイドの隊員たちに対する形がちょっと変わってきたので、いいかなというふうには思っておりますが、やっぱりこういう仕事というのは、この仕事は君の仕事、お願いします。これはお願いしますと、余り仕事を与え過ぎると、この制度で私たちが期待するところの地域を変えていく新しい力

とか発想力とか、そういった部分に力を発揮しづらくなってしまふという懸念がありますので、行政サイドもその辺をいま一度お考えいただいた上で、隊員の将来のことや、ただし、協力いただいて村の発展に寄与していただけるそういった新しい若い力というのを期待していただきたいというふうに思っております。

質問の通告で、協力隊の活動検証というふうをお願いをしたわけなんですけど、この3年の任期の中で村に定住していただくというのが活動の成果の一つになると思うんですが、なかなかこの新しい事業等を考えてくれたとか、これをやって成功しましたとか、必ず出てくるとは限らないと思うんですね。大きな成果を期待するということじゃなくて、やはり地道な自由な発想と行動力に期待を求めているというふうに思っておりますので、そのあたり、また村長のお考えを伺いたいと思いますし、もし今回の3名については、今お話しあったように、具体的に今までの隊員とはちょっと違う形での採用になりますよというお話がありました。

ここに、白川町での今現在の募集、白川町も4名募集しております。ピアチェーレ、野菜市場、木材、東濃桜の流通センターに2人ということでやっておられるということで、これはかなり前から載っておるんですけど、昨日、白川の担当の方とちょっとお話をしたんですけど、現在のところではここに募集は一人もないということなんですけど、白川町については、今までのやり方でかなり的人数は募集があったんですけど、今回は具体的に載せ過ぎて、やはり一人も応募がないという状態がきのうの時点でございます。

また、東白川村が取り組んだ去年、新しいサイトに載せたら募集がかかったよというほうも、白川町は逆に東白川を見習ってそれをやってみるということがお隣の白川町の作戦ということでしたが、私どもは昨年載せていただいたサイトを利用させていただいた上に、僕はこの様式がすごくいいなと思って聞きに行ったら、そういったことだったので、その辺も加味していただいて、逆に限定した分だけ難しいのかなということは出てくるかもしれないんですけど、粘り強く募集をかけていただきたいというふうに思います。

ちょっと話は募集の仕方というか、先ほどと変わるんですが、例えば28年度の採用について計画を始めたというところで、地域協力隊を目指した1人がいるとしますよね。これ、前から村長にもお話ししたように、さあ、どこの自治体に僕は行こうかな、私は行こうかなというふうに検討した場合なんですけど、やはり募集サイトを見るというのが今の皆さんの通例です。自治体の募集要項と、その自治体について調べ始めるわけですけども、ここで大事になってくるのがホームページということで、ホームページは近々出てくるということでとても期待しておりますので今回は触れないんですけど、募集サイトでは、地方で生活したい、地域に貢献したい、これがしたいといって協力隊を募集するというのがホームページに出ているんですけど、こんな記事がそういうところに載っているのもあるんですね。

地域おこし協力隊受け入れ地域によって当たり外れがあります。外れの地域に赴任してしまうと、貴重な時間を無駄にする可能性がありますというのが募集をかけたところにも載っているんですね。

ここで、検討ポイントというふうにこれも書いてあるんですけども、募集要項が具体的なところを選ぶ、面接する自治体側の担当者を逆に面接するぐらいの勢いで臨む、これがサイトが勧める協力隊を目指した人に対するアドバイスということなんですけれども、応募者には、見知らぬ土地に入ってきて、やりたいこととか、そういったことを持って入ってきますので、これから競争が厳しくなっておるといふところもありますので、隊員のこと考えながら、東白川村の立場に立った受け入れ募集という、本当に募集の部分が一番難しいと思うんですが、その辺について御検討をいただきたいと思っております。

先ほどの件と、募集の要項についてはお願いのような形にもなりますので結構ですが、村長の御意見を伺いたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

地域おこし協力隊を新たに募集するときのいろいろな留意点等について御指摘をいただいたというふうに考えます。

昨年の反省をしますと、今お話があった募集サイトに募集の要項等を載せたということでございますが、実際応募してみえたのが10人ほどありました。その中で、書類審査で精査して、5人ほどと面接を私もさせていただいて、今来ておる3人は本当に熱意があつて、東白川村で暮らしたいという思いをいっぱいぶつけてきた人たちを、本人の技能ですとか能力というのは、1回の面接や一つの書類でわかることはなかなか難しいのは当然御理解いただけるかと思ひます。私は、そういう意味では、この村で暮らしたいという思いの強い人を採用したということで、現在活動をしておってくれると思っております。

一方、その前の先ほど説明しました樋口隊員、刀裨隊員は、最初からある程度仕事を担当する分野を提示して募集をされたというふうに聞いております。そして、仕事を続けていただいたということでございます。

今回は、また先ほど説明しましたように、第三セクター等の幹部社員になってもらえんかというふうな思いで、それぞれ会社の次世代の対応というのが、なかなか会社それぞれで募集をしても、今までうまくいっていない。今おる人が悪いとか、そういう意味では決してありません。これから新たに募集していくのに、なかなかいい人材が得られないということでございますので、ここで地域おこし協力隊として入っていただいて、実際その会社の業務をやっていただいて、本人もよい、それから会社もよい、地域もよいと、三方よしというふうな考えでうまくいけば残っていただける。これはある意味では絶対そうなるということは確信はできません。いろんな状況が出てきたり、本人も3年おるうちにいろんな考えも変わってきますので、そこは保障できませんが、思いとしてはそういうことでしっかり説明をして募集をしていきたいと思っております。

サイトでの募集もしますし、面接もしっかりやりたいし、それぞれ担当する会社の幹部の社長にも面接に立ち合つていただいて、この人がというふうな方を選んでいただきたいと、こういうふう

に考えております。

白川の例とか、いろいろお話をいただいたとおりでございますが、なかなか今、募集に気軽に、いわゆる処遇として応募だけしてしてみても当たってみようかというような方もたくさんおるような感じも聞いております。先ほど言いましたように、この村で暮らしたいというような熱意のある方を求めて、これから募集活動をやっていきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

質問に全部お答えしたかどうかはちょっとわかりませんが、以上で先ほど再質問の答弁とします。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再々質問、2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

私も最後に村長に答弁を求める形になるかどうかわからないんですが、お茶に興味がある、森に、野菜に、特産品開発をやってみたい、古民家改修をやってみたい、住宅政策をやってみたいとか、こういった方も今回募集とは関係ない形ですけれども出てくると思いますし、今回は具体的な3名についてということなので、今後、来年度も募集をやっていただきたいということも思いますし、今回の募集は、本当に白川町とうちの第三セクターとか、今募集先というのは、本当に同じような形で、同じサイトに並んでくる可能性が十分ありますので、ぜひ東白川村を選択していただけるような、ここに来たときには、やっぱり白川町、東白川ということで同じような道の駅が募集先にあたりということになってきますので、ぜひうちへ応募いただけるような形で採用いただけるような形であるといいなというふうに思っておりますし、積極的な事業展開を期待するという旨をつけ加えさせていただいて、質問を終わります。

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

〔3番 桂川一喜君 一般質問〕

○3番（桂川一喜君）

集会施設の維持管理費を村で負担してもらうことについて。

集会施設の維持管理費、特に固定経費に当たる部分を村で全額負担するという提案に対して、村長のお考えをお聞かせください。

その提案に当たり、提案趣旨を3つ説明させていただきたいと思います。

1つ目の趣旨は、集会施設の現在住民に負担させている部分を村で持つことにより、新しい集会施設への施策に対して、純粋な賛否の議論ができるのではないかとの思いです。

現在、村長が行っている施策の中で、サロンの建設というものがあります。そのことで、村民に賛否両論が発生することは、どんな施策においても起こり得ることで、それはこの質問においては問題にしません。今回問題にしたいのは、その否定的な意見の中にある新たな地元負担が発生するのではないかという懸念と、既存の施設の利用が減るのではないかという懸念の部分です。どちらの懸念も、その原因が現状の集会施設が、維持管理を含め、地元住民への負担がかなり大きくなっ

ていることにあると思われるからです。新たな施設を考える前に、まずその負担をなくすことが必要だと思いました。

2つ目の趣旨は、それぞれの集会施設の維持管理する人数が減ってくることによる住民それぞれの負担増への予防策です。その場合、流動経費部分は逆に利用度の差による不公平感を招きやすいかもしれませんので、まずは固定経費分を見直してもらえたらいいのではないかと思います。

最後の趣旨になります。現在、村民の所得をふやすためのさまざまな施策を行っています。所得というのは、収入金額に対して利益部分を指すことになるので、所得をふやすためには、その何倍もの収入をふやさなければいけません。収入をふやす余裕がある上での施策ならいいのですが、実際には市場が飽和している現状においての施策になっています。利益をふやすために売り上げをふやす施策ではなく、経費を減らす施策のほうが直接的に現実的に利益がふえることは経済界の常識でもあります。

そこで、村民の所得をふやす確実な方法、すなわち村民の生活経費の軽減策として、集会施設の負担軽減を提案したいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川一喜議員の御質問にお答えをします。

集会施設の維持管理費、特に固定費に当たる部分を全額負担してはどうかという提案に対する私の考えはどうかという御質問でございます。

議員の提案趣旨の1つ目に、私の進めるサロンの建設について、新たな地元負担の心配と既存施設の利用が減るのではないかという懸念がサロン建設に否定的な意見のもとになっているという御指摘でございます。

このことについては、サロンの運営自体は若干の利用料等の収入はありますが、維持費や運営費は、固定費も含めて村の予算で対応をしております。そういうことで地元負担がふえることはないと説明をしております。この説明の不足が問題であるかもしれません。

既存の施設とは、おのずからその設置の目的が違いますので、確かに既存施設で利用できる仕方もあるという御意見もありますが、そこは余り心配はしておりません。サロンを使っていれば、その内容の違うこと、そういったことについて御理解をいただければいいと思っております。

しかし、サロンの運営資金といっても、村の予算で対応といいますが、これも原資は税金であります。広い意味では住民負担でございます。私も行政の仕事は、住民の皆さんが納めていただいた税金をいかに公平に効率よく、より必要な使い方で配分する仕事だと考えております。サロンの建設費や維持費は、高齢者社会になった現在、いかに快適に生きがいを持って安全に生活していただけるために必要であると確信して展開をしている事業であります。このことは御理解をいただいていることと思っております。その意味で、適正な税金の使い道であると思っております。

しかし、議員の趣旨説明でありますように、生活費がふえ、景気が好転しない、そして人口減少

のこの時代、いわゆる負担感がこうした議論になってくるのは十分理解できるところであります。

また、村民の収入をふやすのはなかなか難しいので、経費を減らして所得をふやしたらどうかと、こういう趣旨の御質問であります。

経済界の常識と言われましたが、いわゆる経営改革の一番手はコストカットであります。とりわけ固定と言われる収入の増減に関係なく必要な費用、固定費を減らすことが常套手段であります。

さて、私のこのことに対する考えであります。現在、集会施設は村内に29あります。そのうち、直接村が管理しているのが1つ、指定管理制度による管理をお願いしているものが19施設、地元等で管理していただいているものが9施設となっております。これらの施設は、それぞれ建設当時の事情や建設時の活用した補助金の制度、施設自体の設置目的も一様ではありません。

先ほども申し上げましたが、税金の使い道として公平であるか、費用対効果が現状に適合しているかなどの検討が必要となってきます。

私も村民の皆様がより快適に安心・安全に暮らしていただきたいと願うばかりでありますので、議員の考えには基本的には賛成であり、そうした考えから公共施設の屋根などの躯体の修繕や補修は全額村費で実施をするようにしております。また、昨年度、避難場所に指定している施設については、要望があったところについてテレビを設置し、その受信料も村が負担するようにしてまいっております。

今後軽減すべき固定費とは何か、その金額がどれだけになるのか、対象の施設をどのようにするのか、これらのことについてよく調査をいたし、公平・公立・適正などの観点から検討をしてまいりたいと思います。

以上で答弁といたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

ただいまの答弁の中で、実は最初に答弁していただきましたサロンについて、村長は、実は事あるごとに地元負担がないようにしますということ、それから当初の目的以上に地元負担を軽減する必要性があって、どんどん施策的にもその方向に進んでいることは実は重々承知であるということ、もっと言うと、実は逆にこのことが地元へ浸透すればするほど、既存の施設との差がついていて、逆に既存の施設がいかに費用のかかる、地元に対して負担が大きいかということが浮き彫りになってきているという部分が、逆に説明し過ぎたことによって、既存の施設との差がついているということが一つの問題点だと思えます。

それからもう1個、村民のお客さんの取り合いというのが実はそこで起こるわけで、新しい施設も同じような負担だったら、逆に取り合うことがないのに、新しいほうの施設が負担が少ないがゆえに利用度がそちらのほうが高くなると、結局ももとの施設の利用者が減っていく。今までのルールですと、利用者が減ってきますと、それがそのまま直接維持費の負担につながっているのが現

状なんです。結局、今、利用者がいることで辛うじていろんな使用料を払っているというのが現状ですので、だから地元は、今まで施設の使用が減ってしまうから、それはどうするんだという話が行われていると思います。

だから、村長が言いわけとして言われたことが、逆にそれが原因になっているんじゃないかということなので、新しい施設等が今後新たに負担が発生しないんであったら、なおかつ同じようなレベルで既存の施設も同じように負担のないような状態に同時に変えていくということが必要になってくるんじゃないかと思いますので、後ほどこれについてもお返事をいただきたいと思います。

それから、先ほどから何度か村長が言ってみえる公平に税金を使わなきゃいけないという部分で、よく集会施設、公共施設については、受益者負担という言葉が多く言われますけれども、これはまさに公平感を失わせないため、要は利用者からしっかり取る、利用しない人からは取らないという姿勢が公平感を生むわけですが、今回問題にしている公共施設は、あくまでも集会施設に限った点を出ささせていただきました。これはどういうことかといいますと、地元において、ほとんどの世帯、全ての住民がほとんど公平に使える施設であるという点に注目して集会施設だけを取り上げました。特に小さい集落におきましては、全ての人が1年間で一度もその集会施設を利用しないということがないという状態で行われます。ですから、全ての集会施設については、仮に公費でいろんな必要を負担したところで、不公平にはなりにくいであろうと、そういう考え方で今回の提案をしております。

それから、先ほど申されましたそれぞれの事情があるから、費用についてもそれぞれの事情の中で費用負担が行われている。これは実は6年前、5年前にも同じような趣旨のときにこういうふうの説明したことをもう一度繰り返させていただきます。

役場の職員が行った過去における事業についても、実は当初の目的を逸脱し、もしくは当初の計画がある程度見込みが甘くて、その後、どんどん費用が発生しているものを、議会の上でも補正等で事業費返還等を認めてきました。これは行政側の執行部のミスが行政に与えた結果であろうと思います。

それぞれの事情の中で施設が建ってきた、このことは当たり前です。ですが、現状は建ったときの事情とは別に、利用者側とすれば一定の条件、一定の必要性で利用しているのが現状ですので、建ったときの事情があるから差がついて当然だという考えではなくて、今利用しているときにはどういうふうに使われているかという観点において、利用者側が平等になるように、もう一回施策を全体的に見直していただきたいということで、公平感に対する考え方と、その2つをもう一回質問として村長からお答えをいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

私は、サロンの地元負担は少ないよと説明したことが、かえって不公平感をあおっているのではないかという御指摘がまずありました。そういうつもりで言いわけをしておったつもりはありません

んが、十分地元の方に高齢者の福祉のためにやる施設だからということで説明をしてきたところでございますので、そのところは少し意見が分かれるところかもしれません。

ただ、先ほど御質問の中にあつた村民の皆さん方の負担がふえてきているよということについては同感でございますので、先ほども答弁しましたように、再度調査等をしていきたいなというふうにお考えをしたところでございます。

その中で、集会施設を対象としての御議論がございました。公平の考えの指摘でございます。確かにおっしゃるとおりかもしれません。それにしましても、先ほどつくったときの目的以外に目的転換をしていったような施設等があるので、そのことによって住民の負担がふえているというのは、これも行政の責任というふうに御指摘をいただいたところでございますが、私は現在預かっている施設をいかに公平に、いかにどのように使っていただくかということが大事かと考えておりますので、過去のことには触れずに、言ったつもりでそのときの事情があると言っただけで、そのときの事情にこだわって差をつけていくというつもりはございませんので、そのところはそういうふうの説明をしておきたいと思っております。現在の状況の中で公平を考えたいということでございます。

それから、住民負担を減らすということについての公平の議論をしなくてはいけないということで答弁をさせていただいたところでございますので、地域の実情とか、それから利用の仕方、あるいは今度サロンということで、どれだけ利用料が減ってしまったのかと、他の施設の。というようなことの実証も1年たってみないとわからないというところもあって、そこらのところのデータも欲しいと思っております。

議員提案の村民生活の社会的コストを低減していこうという姿勢は依然として持っておりますので、方法論としていろんな提案をこれからもさせていっていただきます。それについての判断をいただければいいかなと思っております。

質問の趣旨に合った答えになったかどうかちょっとわかりませんが、気持ちはお伝えをして、答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再々質問、3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

十分答えになっていると思います。気持ちの中では御理解いただけている。ただ、施策として今後どうするかをもっと具体的にやってほしいという提案ですので、また具体的な施策として住民に伝わるような施策の展開をぜひお願いしたいと思っております。

実は1回目の答弁の中にありました、もう1つの単語、費用対効果という言葉についてももう一回質問させていただきたいと思っております。

今回、多分費用対効果というのは、いろんな施設ができ上がってきました。利用度に応じて村の費用の増減をしていこうじゃないかという意味ではないかと思つて僕は勝手に質問を重ねますけれども、産業面、例えば利益が発生して、売り上げが発生するようなものは、確かに売り上げに対し

てどれだけの経費をかけるかということが非常に重要で、売り上げのないものに村の税金がどんどん投入されるということは危険ですということは、今まで僕の過去の議員としての発言の中でもずっと言っていました。

ただし、今回これはライフラインとした場合の公共施設については、費用対効果の意味を逆に捉えてみえるんじゃないかと。要は、利用度が減ってきているからこれ以上金がかけれないとか、最近使われていないからというのは、僕は逆ではないかと思います。要は、利用度が高いところは、何も村の負担がなくても、利用者からの利用料である程度賄えるところ。逆に、費用対効果の逆の方向を行政側から支援していただく必要があるというのが、このライフラインに近い部分であって、集落の人口の少ないところというのは、やっぱり利用度も減ってきます、延べ人数も減ってきます。だからこそ、固定費の部分、もしくは固定費では足りない部分をしっかり充填して行って、最終的な平等性を求めるということが、実は費用対効果という言葉というのは、便利なときに行政側がよく使われますけれども、費用対効果というのは、あくまでも売り上げを伸ばすような産業ベース、利益を追求するときにはさんざん使っていただいても結構ですけれども、住民の生活を支えるときの費用対効果という言葉で税金の支出を抑えるというのは、必ずしも正しくないのではないかという私の考えをもう一度村長に問い合わせさせていただきます。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

質問の趣旨はよくわかりました。費用対効果は、確かに売り上げに対しての費用というようなことで使うわけですが、私が先ほど使ったのは、ほかの事業との兼ね合いという意味合いもあって、それが適正な使い道になっておるのかというような意味で使ったところでございますので、説明不足は訂正をさせていただきますが、議員御指摘のとおり、公共施設というものは、例えば利用者が1人であっても、どうしても必要なものなら、そこは皆さんの税金をそこへつぎ込む、そういう性質のものでございます。事業活動によってそれが賄われるような施設については、補助金は当然ながら出す必要はないわけでございます。そこの考えは私は一緒だと思います。理解をしているつもりでございます。どうしても必要なライフライン、これに対しての行政コスト、運営コストについては、財源が限られておるといえるか、そのバランスというのは、ちょっと行政としては視野に入れていかなければいけないポイントではございますけれども、先ほど答弁で言いましたように、今後調査等をして適正な考え方でやっていきたいと、このように考えております。議員指摘の、利用がなくても必要な施設はある、それは同じ考えでございます。

○議長（服田順次君）

それでは、これで一般質問を終わります。

ここでCATVの職員が退場しますので、暫時休憩とします。

午前11時20分 休憩

○議長（服田順次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第46号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第7、議案第46号 東白川村美しい村づくり委員会設置条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江良浩君。

○総務課長（安江良浩君）

議案第46号 東白川村美しい村づくり委員会設置条例について。東白川村美しい村づくり委員会設置条例を別紙のとおり提出する。平成28年6月17日提出、東白川村長。

1 枚めくっていただきたいと思います。

この条例は、官民協働村づくり、日本で最も美しい村に関する事業を推進することを目的に条例を制定するものでございます。

以下、条文を朗読させていただきますので、よろしくお願ひします。

東白川村美しい村づくり委員会設置条例。

（名称）第1条 本会は東白川村美しい村づくり委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）第2条 官民協働で村づくりを進め、東白川村（以下「村」という。）の財産である美しくして景観、文化、伝統等を後世に伝えていくことに加え、村・地域の活性化のための研究、計画、協議を行うとともに、「日本で最も美しい村」に関する事業を推進することを目的とする。

（組織）第3条 委員会の委員は、公募による村民によって組織する。

2. 委員の任期は2年とする。

3. 委員は再任を妨げない。

（会議）第4条 委員会の会議は、東白川村長（以下「村長」という。）が招集し、会議の進行は委員によって互選された進行役が行う。

2. 委員会は、次の事項を協議する。(1)村づくりについての活動。(2)東白川村ががんばる地域づくり補助金についての審査、村長に対する上申。(3)その他村づくりに必要と思われる事項。

3. 委員会が招聘した者は委員会に出席し意見を述べることができる。

（事務局）第5条 委員会の事務局は、東白川村役場総務課企画係に置く。

（補足）第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は村長が別に定める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号 東白川村美しい村づくり委員会設置条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第46号 東白川村美しい村づくり委員会設置条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第8、議案第47号 東白川村税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事兼村民課長 小池毅君。

○参事兼村民課長（小池 毅君）

議案第47号 東白川村税条例等の一部を改正する条例について。東白川村税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成28年6月17日提出、東白川村長。

次のページへ参りまして、東白川村税条例の一部を改正する条例。

（東白川村税条例の一部改正）第1条 東白川村税条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず1ページ目でございます。

東白川村税条例等の一部を改正する条例。

第1条による改正でございます。

まず、第11条の2、災害等による期限の延長。これは災害などのやむを得ない事由による納税関係の期限の猶予をする規定でございますが、この中で、不服申し立てにつきましては、審査請求ということに改めるものでございます。

次に、第11条の3、納税証明事項。納税証明書の交付における災害等のやむを得ない事由による滞納の証明に関しまして、従来の「軽自動車税」という名称を「種別割」という名称に改正するものでございます。

それから、12条、納期後に納付し、または納入する税額、また納入金に係る延滞金、これは納期限後の納付税額と延滞金の取り扱いを規定しておりますが、見出しにおきましては、「税額」を「税金」、それからその横の行ですが、「納入者」につきましては、「納税者」という語句に改めるものでございます。

次、2ページへ参りまして、同じく同条の条文の中ですが、右から6行目につきましては、ここに「環境性能割納付」というのを追加するものでございます。

それから、同じく10行目、11行目につきましては、法人の村民税を参照、追記するものでございます。

それから、13行目につきましては、「各号」という表記を「第1号から第4号」に改めるものでございます。

それから、13行目、14行目につきましては、新たに設けました第5号及び第6号に認証を改めるものでございます。

それから、18行、19行、20行につきましては、法人村民税関係につきまして、別記によりまして削除をいたしまして、かわりに環境性能割を追加するというものでございます。

また3ページへ参りまして、同じく3号につきましても、法人村民税の関係で6号を別記表示した関係で削除をし、かわりに環境性能割を追加するというものでございます。

また、同じく5号及び6号につきましては、法人村民税の関係に係る延滞税の各割合に係る期限を載せております。

それから、第26条の5、法人税割の税率ということですが、法人税割の税率を9.6%から6%に減少するという事です。消費税が10%に引き上げによります地域間の税源の偏在性を是正して、財政力の格差を縮小するというために法人税割の税率を引き下げまして、そのかわり国税の地方法人税率を引き上げて、これは地方交付税の財源になるものでございますが、また改めて地方交付税として再配分をするという趣旨でございます。

それから、第32条の2、次のページになりますが、普通徴収に係る個人の村民税の賦課額の変更または決定及びこれらに係る延滞金の徴収でございます。この中で、2行目、4行目、7行目、8行目につきましては、語句等の言い回しを改めるものでございます。それから、11行目につきましては、新しく設けました第4項を参照を追記するものでございます。

それから5ページへ参りまして、同じく同条の3項でございますけれども、5行目のところでは句読点の追加、6行目につきましては、条ずれによる改めでございます。

そして第4項につきましては、新たに設けまして、所得税の修正申告、それから税務署よる所得税の更正が行われた場合に発生した追徴税に倣いまして、それに対して、個人村民税のほうも税額の決定及び延滞金を計算するわけですが、この計算する期間に対して控除できる期間を規定しております。

次に、6ページへ参りまして、第32条の6、法人の村民税の申告納付ということで、これも10行目、14行目、16行目、19行目、また7ページの2行目、4行目、7行目、9行目につきましては、

語句、言い回しの改めでございます。

7ページの第5項でございますが、これも新設ということで、法人村民税の申告納付に係る修正申告により発生した追徴税に対する法人住民税及び延滞金の計算に係る期間から控除できる期間を規定しております。

それからまた、次の9ページでございますが、32条の7、法人の村民税に係る不足税額の納付の手續ということで、これも2行目、3行目、11行目、16行目、17行目につきましては、語句、言い回しの改めでございます。それから、18行目のところで、連結の親法人の参照条文を訂正するものでございます。それから、21行目につきましては、次のページの新設の第4項2号を追記、参照しております。

次の10ページに参りまして、同条第4項でございます。これも法人村民税の修正申告に係る不足税額に対する延滞金の計算に係る期間から控除できる期間の規定に変えております。

次に、11ページのほうでございます。第42条の3、ここでは公的機関が所有する固定資産について、これは地方税法第348条により非課税の範囲に含まれるわけですが、有料で借り受けしております固定資産については、所有者に課税されるというところで、その非課税の適用を受けるには、無料借用の承認が必要であるといったような規定でございますが、そのところで7行、20行、21行につきまして、公的機関に独立行政法人の労働者健康安全機構という機関を追加しております。また、10行目、11行目については、認証番号の修正改めでございます。

12ページへ参りまして、第42条の7、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告ということで、14行目のところでは、対象機関の追加をしておりますが、更生保護法人、介護包括支援事業受託者、児童福祉法人等を追加しております。また、15行目については、先ほどの独立行政法人の労働者健康安全機構を追加しております。

第64条、軽自動車税の納税義務者等ということで、第1項のところでは、軽自動車税の種別の表示の修正及び環境性能割の追加でございます。

それから、13ページに参りまして、第2項ですが、これは第1項で規定をしております軽自動車の中に、法第443条に規定するというところで、日本赤十字社の規定するものを含まないということで、種別割及び環境性能割を課さないということをやっております。

それから、3項におきましては、非課税公的団体から貸与した車両を使用している使用者への課税というものを規定しております。

それから、第65条、軽自動車税のみならず課税ということで、旧の64条の第2項の条文でいろんなパターンに分けて条文化をしております。この第1項につきましては、軽自動車税の売買に係る売り主の所有権留保の場合のみならず課税対象者の規定をしておりますし、第2項につきましては、前項に係る買い主のほうの変更の場合のみならず課税対象者を規定しております。

それから、3項については、販売業者のほうの取得時の対象を規定しております。

4項では、軽自動車税を県外で取得した場合のみならず課税対象者の規定を上げております。

それから、第65条の2、日本赤十字社が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の範囲というこ

とで、旧64条の2について、ここで条文化をしております。

それから15ページへ参りまして、65条の3、65条の4、65条の5、65条の6、次のページの65条の7、65条の8につきましては、環境性能割の賦課徴収に関する規定を新たに上げております。

それから16ページの66条、軽自動車税の税率ということで、ここでは軽自動車、それから小型特殊自動車の区分に対しまして、号以下の細分化符号整理ということで、内容的には変わっておりませんが、表の整理ということで、軽自動車の中で2輪、3輪、4輪、それから雪上を走行するものという区分ごとに(1)から(4)を付しておりますし、(3)の4輪以上のものの中で、乗用のものと貨物用のものをiとiiというふうに符号を付しております。また、ロの小型特殊自動車のほうも、農耕用、その他について(1)(2)で符号を付しております。

続きまして18ページへ参りまして、第69条、軽自動車税に関する申告または報告ということで、ここにつきましても、5行目、それから13行目、14行目につきましては、語句、言い回し等の改正、7行目、20行目、21行目は、同じく言い回しの改正及び条ずれによる改めでございます。

それから次に19ページ、同じく第4項の3行目ですが、これは条ずれによる改めでございます。

それから第70条、軽自動車税に係る不申告等に関する過料につきましては、9行目のところで条ずれによる改正を行っております。

次に第71条の軽自動車税の減免ということで、第1項でございますが、グリーン化特例等の他の減税要因を考慮した表現の訂正ということで、それぞれの改正を行っております。

それから20ページへ参りまして、第72条、身体障害者等に対する軽自動車税の減免ということで、第1項のところでも7行目、11行目、12行目、17行目におきましては、言い回し等の改正、8行目につきましては、減免を任意規定から義務規定へ改めるものでございます。

それから2項につきましては、21行目のところで語句、言い回しの改正を、それから21ページへ参りまして、同条2項でございますが、これも5行目、8行目、9行目、13行目について、言い回し、語句の改正を行っております。

それから、同じく第3項の18行目につきましては、納期限の改正、それから20行目については、条ずれによる改正となっております。

それから22ページへ参りまして、第73条、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等ということで、6行目、12行目につきましては、条ずれの改正ですし、9行目については、語句、言い回しの改正でございます。

次に23ページの附則のところですが、第5条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例ということで、これは新規でございますが、医療用の医薬品を代替していくという観点から、薬局とかドラッグストアの薬、OTC医薬品というそうですが、これらの購入費用のうち、基準額を超える額を医療費控除できるという制度の創設に係る規定でございます。

それから、第7条の6の2、法附則第15条第2項第1号で定める割合のところ、これも新規でございます。第1項につきましては、これは太陽光発電設備の償却資産に係る課税標準を3分の2にする。それから、第2項につきましては、風力発電設備の償却資産に係る課税標準を3分の2、

それから第3項は、水力発電設備の償却資産に係る課税標準を2分の1、第4項は、地熱発電設備の償却資産に係る課税標準を2分の1、第5項につきましては、バイオマス発電の償却資産に係る課税標準を2分の1にするというものでございます。

次に24ページへ参りまして、第7条の7、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告ということで、これも14行目、15行目につきましては、熱損失防止改修工事という工事の費用に充てるため、国または地方公共団体から受けた補助金というものの追加をするというものでございます。

第12条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例ですが、基本的には環境性能割、軽自動車税につきましては、市町村が課す税でございますが、当面の間、県が行うというものでございます。

25ページへ参りまして、第12条の3、軽自動車税の環境性能割の減免の特例、これは65条の8の規定であります公益的専用、それから身体障害者用の軽自動車以外の軽自動車に対する減免措置を規定しております。

それから第12条の4、軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例ということで、当面の間、申告の納付先を県知事とするというものでございます。

第12条の5、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付ということで、当面の間、県が環境性能割の徴収事務を行うということで、それに係る費用を村が交付金という形で負担をすると、県に交付するというものでございます。

それから第12条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例、これは営業用の軽自動車における環境性能割の税率の特例ということで、ここに表が載っておりますけれども、第1号というのは、環境性能区分でございまして、平成32年度の燃費基準達成ということだそうですが、中段の100分の1というのは自家用の比率でございますけれども、それに対して、営業用の場合は、一番下の欄ですが、100分の0.5とするというものでございます。

それから次のページの第2号は、平成27年度の燃費基準10%達成ということで、中段、自家用の100分の2が営業用になると100分の1になるというものです。

3号につきましては、上記以外で100分の3が100分の2と。

これより前に電気自動車ですとか、そういったものは非課税となっておりますので、ここには載っておりません。

次26ページのほうで、第13条、軽自動車税の税率の特例ということで、ここでは全体的には66条規定の対象車種の号以下、細分化、符号化による表を整理したというものでございます。

第1項につきましては、グリーン化特例の中でも初期登録後13年を経過している軽自動車税の重課の表の整理ですし、第2項につきましては、28ページまで行っておりますが、グリーン化特例の現行の特例措置の適用期間を1年間、来年、29年3月31日まで延長するというものでございます。

それから、第19号につきましては、削除すると。これは個人住民税の均等割軽減税還付規定ということで、先般、条例を改正したものでございます。

それから、また本文のほうを見ていただきまして、25ページを見ていただきたいと思います。

(東白川村税条例等の一部を改正する条例の一部改正) 第2条 東白川村税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

また、新旧対照表のほうを見ていただきたいと思います。

30ページになります。

第2条による改正、東白川村税条例等の一部改正ということで、附則第6条でございます。これは平成26年4月1日から平成27年3月31日の間に初期登録をしました軽自動車税に対するグリーン化特例の適用措置における表でございますけれども、それを税条例66条及び附則第13条に対する対象車種の区分を細分化したことによる表の整理を行ったものでございます。

それから、また本文のほうを見ていただきまして、28ページでございます。

(東白川村税条例等の一部を改正する条例の一部改正) 第3条 東白川村税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

また、新旧対照表を見ていただきたいと思います。

33ページ、第3条による改正ということで、附則第5条の村たばこ税に関する経過措置ということです。これにつきましては、平成27年度に旧3級品の製造たばこに係るたばこ税の特例税率というものを廃止いたしまして、28年4月1日から実施するわけですが、激変緩和等の観点から、平成28年から31年にかけて段階的に上げていくということで改正を行っておりますが、それに対して、地方税法施行規則等の改正による条ずれ等の改正を今回条例で行っております。

また、本文のほうへ戻っていただきまして、30ページ附則でございます。朗読をさせていただきます。

(施行期日) 第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、次の各号に上げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1. 第1条中東白川村税条例第12条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)並びに同条第32条の2、第32条の6及び第32条の7の改正規定並びに第3条中東白川村税条例等の一部を改正する条例(平成27年東白川村条例第28号)附則第5条第7項の改正規定(「、新条例」を「、村税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第12条第3号の項中「第32条の6第1項の申告書、」を削る部分に限る。)並びに次条第1項及び第4項の規定、平成29年1月1日。

2. 第1条中東白川村税条例第11条の3の改正規定、同条例第12条の改正規定、31ページに行きまして、3行目、同条例第26条の5、第64条の改正規定、同条例第64条の2を削る改正規定、同条例第65条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第66条、第67条及び第67条の2から第73条までの改正規定並びに同条例附則第12条の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第13条の改正規定並びに第2条の規定並びに第3条中東白川村税条例等の一部を改正する条例附則第5条第7項の表第12条第3号の項の改正規定(「第80条第1項」を「第65条の6第1項の申請書、第80条第1項」に改める部分に限る。)並びに次条第3項及び附則第4条の3の規定が平成29年4月

1日。

3. 第1条中東白川村税条例附則第5条の改正規定及び次条第2項の規定、平成30年1月1日。
(村民税に係る経過措置) 第2条 第1条の規定による改正後の村税条例(以下「新条例」という。)第32条の2第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第32条の2第2項に規定する納期限が到来する個人の村民税に係る延滞金について適用する。

2. 新条例附則第5条の規定は、平成30年度以降の年度分の個人の村民税について適用する。

3. 新条例第26条の5の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

4. 新条例第32条の6第5項及び第32条の7第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第32条の6第3項又は第32条の7第2項に規定する納期限が到来する法人の村民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置) 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2. 新条例附則第7条の6の2第1項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3. 新条例附則第7条の6の2第2項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4. 新条例附則第7条の6の2第3項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5. 新条例附則第7条の6の2第4項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6. 新条例附則第7条の6の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7. 新条例附則第7条の7第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置) 第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分

は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2. 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

以上ですが、消費税率10%引き上げにつきましては、2年半先送りになるということで決まっておりますので、関連する条文、附則につきましては、今後また改正を上程させていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（服田順次君）

それでは、ここで暫時休憩とし、質疑は午後から行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

午後0時04分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（服田順次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議案の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号 東白川村税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号 東白川村税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第9、議案第48号 東白川村小規模企業振興基本条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

議案第48号 東白川村小規模企業振興基本条例について。東白川村小規模企業振興基本条例を別紙のとおり提出する。平成28年6月17日提出、東白川村長。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

朗読をさせていただきます。

東白川村小規模企業振興基本条例。

（目的）第1条 この条例は、小規模企業が東白川村における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念を定め、東白川村の責務、事業者及び中小企業団体の役割等を明らかにするとともに、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、小規模企業の成長発展及びその事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって東白川村民の生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1. 小規模企業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者であつて、東白川村内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2. 中小企業団体とは、商工会法の規定に基づく商工会及び中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項各号に掲げるもの並びにこれらに準ずる団体で、東白川村長が特に認めるもののうち、村内に事務所又は事業所を有するものをいう。

（基本理念）第3条 小規模企業の振興は、小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識のもと、小規模企業のみずからの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、都道府県その他関係機関との連携を図り、小規模企業の成長発展及びその持続的発展が図られることを旨として推進することを基本とする。

（基本計画の策定）第4条 東白川村は、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小規模企業振興基本計画を定めるものとする。

2. 東白川村は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、小規模企業者及び中小企業団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3. 東白川村は、小規模企業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4. 第2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（基本的施策）第5条 第1条の目的を達成するため、第3条の基本理念に基づく基本的施策は、次のとおりとする。

1. 小規模企業の経営の安定及び革新に関する施策。

2. 小規模企業の経営基盤の整備に関する施策。

3. 小規模企業の人材育成及び雇用の安定に関する施策。
4. 新事業の創出及び起業支援に関する施策。
5. 小規模企業の資金調達の円滑化に関する施策。
6. 小規模企業に対する支援・連携ネットワークの構築。
7. 小規模企業に関する情報の収集及び提供。
8. 前各号に掲げるもののほか、東白川村長が必要と認める施策。

(東白川村の責務) 第6条 東白川村は、第3条に定める基本理念に基づき、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

2. 東白川村は、小規模企業が豊かな地域社会づくりへの貢献や地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、住民への理解を深めるよう努めなければならない。

3. 東白川村は、工事の発注、物品及び役務の調達に当たっては、公正な競争性を確保しつつ、予算の適切な執行に留意しながら、村内事業者の受注機会の増大に努めなければならない。

(事業者の役割) 第7条 小規模企業者は、経済的社会的環境変化に応じて、みずからの経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとする。

2. 小規模企業者は、中小企業団体への加入に努めるものとする。

3. 小規模企業者は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(中小企業団体の役割) 第8条 中小企業団体は、小規模企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、東白川村が行う小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(東白川村民の理解と協力) 第9条 東白川村民は、小規模企業の振興が地域経済の基盤形成と雇用環境の整備等の東白川村民の生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施状況の検証・公表) 第10条 東白川村は、毎年度、小規模企業の振興に関する施策の実施状況を検証し、公表するものとする。

2. 東白川村は、前項の検証に当たっては、小規模企業者・中小企業団体がその他関係機関の意見を聞くものとする。

(財政上の措置) 第11条 東白川村は、小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるものとする。

(委任) 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、東白川村長が定める。

附則。(施行期日) この条例は、公布の日から施行する。以上です。

○議長(服田順次君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

今回の小規模企業振興基本条例につきましては、県下でももしかしたらうちが一番先陣を切れたんではないかというぐらいのスピーディーな条例制定ではありますが、実は他町村からいろいろ話を聞きましたら、何で他町村がなかなかそんなに早く出せないかというところに、4条にあります基本計画の策定というものがなかなかでき上がらないと出せないで戸惑ってみえるということがありました。

その点、東白川村さんは何でそんなに早くできましたかというときに、実は基本計画の策定についての質問ですが、実は4条をよく読んでもらいますと、第4条の1項めを見ますと、定めるものとするを書いてありますけど、この場合、これってひょっとしたら、条例が施行された瞬間に定めていないと、過去完了形と同じ意味合いを持つ可能性があって、4条違反が、基本計画ができ上がるまでの間は条例違反になっている可能性があると思いますので、まず基本計画を策定する計画の状況と、基本計画ができている状態でのこの条例を定めようとなされた経緯等をまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

第4条の定めるものとするというところの解釈のことなんだと思いますが、私どもは、商工会と相談したときに、基本計画については既にいろんな中小企業施策を打っているわけですから、それらを総合的に計画としてのし上げるものをつくるということを念頭に置いて、この条例をまず制定をしていただいて、この条例が求めるところにより計画を定めると。これは条例があつてからこそ定めるものであるということで解釈をしております。同時にやらなければいけないという解釈ではなかったという解釈の違いだと思います。

いずれにしても、早急に商工会等の求めるフローがあるということでございましたので、それに沿って、それぞれ地域に合った基本計画を定める必要があると。この作業を待っておって条例制定がおくれるよりも、最初に基本方針を出して、条例を策定して、それに基づく条例が要求する基本計画をつくっていく、こういう段取りにしたところでもあります。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

僕は、いつも条例のときに言うに、つくる側の意図と一旦成文化された場合は、文章をどう読み解くかというのは実は自由な読み解きですので、4条につきましては、今の村長の思いは十分わかっておりますので、4条が誰から見られても違反にならないように、早急な基本計画を策定するというのを早急な目標としてしっかり約束をするということを踏まえて、僕の質問の意図としては、

4条が誰から見ても違反になっていないという状況を早く村長の手でつくり出していただきたいと思います。ということを申し上げて質問にかえたいと思いますので、ちょっと御答弁だけお願いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

時期をいつまでという限定をしますが、早急にという表現で許していただきたいと思います。当然ながら今年度中は当たり前でございますし、極めて早急にということで制定するというふうにお約束をいたします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号 東白川村小規模企業振興基本条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第48号 東白川村小規模企業振興基本条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第49号から議案第52号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第10、議案第49号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から日程第13、議案第52号 平成28年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの4件を補正関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江良浩君。

○総務課長（安江良浩君）

議案第49号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第2号）。平成28年度東白川村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,565万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億550万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正) 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正) 第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。平成28年6月17日提出、東白川村長。

2ページから4ページの第1表は省略させていただきまして、5ページの第2表 債務負担行為補正について説明いたします。

(追加) 事項、東白川村例規整備支援事業、期間、平成29年度から平成30年度まで、限度額483万9,000円でございます。これは過去の条例を精査しまして、また整理をするということで債務負担行為により委託をするものでございます。

続きまして、6ページ、第3表 地方債の補正でございます。

(変更) 起債の目的、過疎対策事業、変更前の限度額3億290万円、変更後の限度額3億2,720万円でございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更がございませんので、省略をさせていただきます。

続きまして、補正予算の説明でございます。

8ページ、9ページの事項別明細書は省略させていただきまして、10ページの歳入から説明をいたします。

1款2項2目国有資産等所在地市町村交付金及び納付金2万8,000円の減、これにつきましては、国有林に対しての交付金でございますが、当初見ておりました算定標準額が下がったものでございます。

続きまして、9款1項1目地方交付税114万4,000円の追加、普通交付税の追加でございます。

11款1項6目農林水産費分担金165万円の追加、これは県単土地改良事業で行います大明神パイプライン工事の工事費の追加に伴う負担金の増でございます。

12款1項2目総務費使用料1万5,000円の減、これは有線電話使用料の滞納繰越分でございます。

続きまして、13款2項2目総務費国庫補助金42万8,000円、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金ということで、総合行政と国保の算定システムの連携を図るためのシステム改修に対しての国庫補助でございます。

14款2項6目農林水産業費県補助金449万9,000円の追加、ここは、県単の農業施設の整備補助金440万、これは大明神のパイプラインの関係でございます。また、環境保全型農業直接支払交付補助金9万9,000円でございます。

続きまして、9目消防費県補助金33万円。清流の国ぎふ推進補助金としまして、後で支出のほうで出てきますが、防災対策費でドローンを購入します。その補助金でございます。

続きまして、16款1項2目指定寄附金29万7,000円の追加でございます。内訳としまして、3節民生費指定寄附金23万円、社会福祉施設整備指定寄附金でお2人の方からいただいております。続

きまして、10節の教育費指定寄附金 6 万7,000円、教育費の指定寄附金としまして、東白川F C様からいただいております。

続きまして、12ページ、19款 4 項 4 目雑入305万円の追加。とうしんの地域振興協力基金としまして、つちのこフェスタ、お松さま祭りにそれぞれ5万円の助成金が入ってまいります。それから、青年就農給付金返還金、平成26年度分でございますが125万円、それから空白輸送バス使用料ということで、土・日、休日のバスの運行が始まっておりますが、その使用料でございます。それから、地域おこし協力隊補助金返還金10万5,000円、これはフラットハイムの敷金の一部の返還でございます。それから、地域おこし協力隊派遣先負担金153万5,000円でございます。これは新規採用の協力隊員の三セクの派遣に対する負担金でございます。

それから、20款 1 項 3 目民生債530万円の追加、過疎対策事業債としまして、高齢者交流サロンの整備事業でございます。

続きまして、6 目農林水産業債1,900万円、ライスセンターの機械更新事業でございます。

続きまして、13ページ、歳出の説明をいたします。

1 款 1 項 1 目議会費 8 万9,000円の追加でございます。ここは、職員手当のうち超勤手当が10万円、共済費の1万1,000円の減でございます。

続きまして、2 款 1 項 1 目一般管理費865万1,000円の減でございます。これは主に人件費でございますが、人事異動に伴う増減、それから総務課で定住しておりました新採職員 3 名分の人件費でございますが、1 名は村民課、1 名は建設環境課、それから1 名は退職によるという減でございます。職員手当につきましても同じ理由の減でございますし、超勤手当で60万ほど追加させていただいております。続きまして、14ページの共済費につきましても、同じく人事異動等によるものでございます。

続きまして、5 目財産管理費233万3,000円の追加、需用費で修繕料で16万2,000円計上しております。これは役場前の駐車場のところに電話ボックスがございますが、そのすぐ下のところに案内表示板がございます。かなり薄くなっておりまして、文字盤の認識ができない、それからまたガソリンスタンドの表記があるというようなことで、修繕をさせていただきます。それから、13節の委託料124万7,000円は、総合行政情報システムの運営費ということで、統一基準の公会計導入支援等の委託料、また国保のシステム改修等の委託料でございます。その下の14節の使用料及び賃借料92万4,000円、ここにつきましては、電子コピーの使用料、それから統一基準公会計システムの使用料等の追加でございます。

続きまして、6 目企画費63万4,000円の追加、内訳としまして、8 節の報償費 2 万2,000円につきましては、結婚推進対策事業としまして、コラムの執筆を 4 回ほどお願いして、広報に掲載する予定でございます。その下の11節需用費 1 万2,000円は、日本で最も美しい村推進事業としまして、ロゴ入りの名刺を購入する予定でございます。続きまして、次のページの19節負担金、補助及び交付金の60万につきましては、老朽空き家の解体事業の補助金ということで、2 名の方から申請がございましたので、不足が生じたということでございます。

続きまして、7目交通安全対策費20万1,000円の追加、工事請負費として20万1,000円の追加でございます。交通安全灯の設置工事ということで、大明神地区に3カ所設置する予定でございます。

続きまして、10目地域情報化事業費10万8,000円の増加でございます。備品購入費で10万8,000円、CATVの機器分の管理運営事業としまして、ケーブルモデムを今、村に手持ちがございませんので、不測の事態のバックアップも含めて20台分を購入する予定でございます。

それから、12目地方創生事業費61万5,000円の追加でございます。役務費としまして、手数料43万2,000円、これは東白川ファンを核とした村内製品の販売促進事業としまして、ウェブサーバーの設定手数料で43万2,000円、19節負担金、補助及び交付金18万3,000円につきましては、農地流動化の奨励補助金としまして、集落営農が取り込む農地が増加したための補助金の増でございます。

続きまして、16ページ、2款2項1目税務総務費18万1,000円、ここにつきましては、給料、職員の手当、共済費につきましては、人事異動に伴う補正でございます。

続きまして、2目賦課徴収費24万円、委託料としまして、コンビニの収納代行委託料で24万計上させていただいております。

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費3万円、これも人事異動に伴うものの人件費の増減でございます。

2目住民情報処理費10万4,000円の減、委託料1万7,000円の減は、マイナンバーの対応のプリンターの保守委託料でございますが、額の確定に伴いまして減としております。その下の18節備品購入費8万7,000円減もマイナンバーの対応のプリンターの備品購入費でございますが、これにつきましても額の決定で減額をしております。

続きまして、3款1項1目住民福祉費102万9,000円の追加でございます。ここにつきましても、給料費、手当、共済費は人事異動に伴う増加でございます。

3目保健福祉費34万4,000円、これらにつきましても同様でございますが、超勤手当を追加させていただいております。また、18ページの25節積立金23万円につきましては、2名の方から寄附金をいただいたものを社会福祉施設整備基金の積立金で計上しております。

続きまして、4目老人福祉費210万1,000円、内訳としまして、需用費で43万9,000円の追加でございます。ここは、老人福祉費の一般ということで、消耗品としてせせらぎ荘の居住部門の消耗品、これはキッチンのミニこんろの交換ということで、老朽化しましたので交換をさせていただきます。また、修繕料としまして、せせらぎ荘の浄化槽のふた等の交換修繕が37万6,000円計上させていただきました。それから、12節役務費2万2,000円は、五加の交流サロンの建築確認の申請の手数料でございます。その下の13節委託料164万円は、これも五加交流サロンでございますが、地質調査の業務委託料で6万円、それから五加高齢者交流サロンの設計監理の業務の委託料100万円ということで、前回、全協のほうでも説明させていただいたとおりでございます。それから、神土の高齢者交流サロンの運営費としまして委託料、指定管理者の委託料の58万の追加でございます。ここはカフェ部門の臨時の賃金、また消耗品等で計上させていただいております。

続きまして、2項1目児童福祉総務費15万8,000円、ここにつきましては、人件費の異動による

追加と役務費で2万5,000円、ここは高校生の通学支援事業に係る郵便料の追加でございます。

それから、2目認可保育所費47万3,000円、ここにつきましては、主に超勤手当35万円の追加をさせていただいております。また、1つ飛びまして、12節役務費の手数料でございますが、精米手数料として3,000円計上しております。

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費84万2,000円の追加、ここにつきましても人件費の不足等の追加でございます。次の20ページのところで、ここにつきましても超勤手当として25万追加させていただきますし、共済費につきましては、共済費の額の決定に伴う不足分の追加でございます。

続きまして、3目の母子健康センター費8万8,000円の追加です。これにつきましても、職員の手当で超勤、それから共済費については額の決定に伴う減額でございます。

続きまして、5目環境対策費129万4,000円の減、ここにつきましても、人事異動に伴う人件費の減、それから28節繰出金94万4,000円の減でございます。これは簡易水道特別会計の運営費分の繰出金でございます。

続きまして、6目廃棄物対策費43万2,000円、これにつきましては、28節繰出金で下水道特別会計の運営費分の追加でございます。

続きまして、6款1項1目農業委員会費422万6,000円の減、ここにつきましては、農業委員会の担当職員が今回人事異動に伴いまして欠員になりました。その1人分の人件費を減額するものでございます。

続きまして、2目農業総務費51万7,000円の追加、ここにつきましては、人事異動等の不足分の追加と、それから職員の手当の超勤のところで40万計上させていただいております。主に会計検査の対応ということで、追加計上となっております。

続きまして、22ページの3目農業振興費510万円の追加でございます。内訳は、負担金、補助及び交付金の510万でございます。ここにつきましては、予算の支出科目の組み替え等もございます。右の説明欄にところにもございますが、元気な農業産地構造改革支援事業5,040万3,000円計上しております。内訳でございますが、補助金で元気な産地改革支援補助金113万4,000円の減につきましては、下の農業振興費の各種補助金のところで、農業振興施設の整備補助金として同じ額を計上しております。また、上に戻っていただきまして、ライスセンターの機械更新補助金5,153万7,000円の計上につきましては、その下の各種補助金のところのライスセンターの機械更新補助金を予算の組み替えで事業のところがまた変えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それから、その下の農業振興費の各種補助金が4,765万7,000円の減、そのうち新規では、農業環境サポートの機械整備補助金79万6,000円を計上しております。これは乗用茶刈り機の回転板とラジコン型の除草機の購入に対しての補助金でございます。それから、ライスセンターの機械のマイナス5,153万7,000円は、先ほど説明したとおりでございます。続きまして、その下の営農用施設等整備補助金195万につきましては、大明神パイプライン事業の支援の追加でございます。続きまして、その下の説明のところでございますが、茶業振興対策事業222万1,000円の追加でございます。補助金とし

まして、茶業振興会へ茶品質向上対策補助金としまして27万1,000円、これはお茶のPR用のカタログの作成に対しての補助でございます。その下が茶販売拡大対策支援補助金195万円、これは主に東白川茶を東京でPRをするというようなイベントの経費等に対する補助でございます。その下の説明でございます。環境保全型農業直接支払交付事業13万3,000円、これは有機農業の取り組みに対しての補助ということで、新規の事業計画が計上されましたので、新たに予算をつけたものでございます。

続きまして、5目山林振興事業費、ここは増減がございません。ここにつきましても、事業としては食べるお茶、エゴマ、食肉加工などをこの事業で行いますが、ちょっと事業配分を見直して整理をさせていただきましたということでございます。8節報償費86万の減、これにつきましては、指導者の報酬料でございます。それから11節の消耗品費14万7,000円も、これも販売促進の資材等の購入費でございますが、これも減額をします。それから、12節役務費73万5,000円の減でございます。これはまず通信運搬費で38万9,000円の追加と、これはサンプルの輸送料でございます。また、広告料としまして112万4,000円の減でございます。当初は雑誌の掲載を計画しておりましたけど、それを取りやめということで減額をしております。それから、次の23ページの13節委託料383万3,000円、内訳がデザインの委託料65万5,000円、それから通販サイトの構築委託料が5万7,000円の減、それから商品開発のコンサルティングの委託料324万円計上しております。総合的なデザインの委託料に変更させていただいております。それから、14節使用料及び賃借料が209万6,000円の減、ここにつきましては、機械の借り上げ料が177万3,000円でございます。これは、当初、自動真空充填機をリースで240万ほど計上しておりましたが、2カ月のレンタルで166万ほどの計上となりましたので、差し引きで減となっております。また、サーバーの借り上げ料ということで、通信サイトのサーバーの借り上げ料を32万3,000円の減額としております。

続きまして、7目農地費1,265万円の追加でございます。ここは15節工事請負費1,100万円、これは県単の土地改良の大明神のパイプライン工事の追加に伴うものでございます。それから、19節負担金、補助及び交付金の165万につきましては、大明神パイプラインの工事分の補助金でございます。補助事業に対しての100%の補助でございます。

続きまして、2項1目林業総務費379万9,000円の追加、給料の減額につきましては、人事異動に伴う減額でございます。それから、次の24ページの職員手当につきましては、主に扶養手当、これは人事異動に伴うもので31万2,000円の追加でありますし、手当の一番下の超勤手当90万追加させていただいております。ここにつきましても、会計検査の対応で不足が生じる見込みでございますので、追加させていただきます。それから、1つ飛びまして、7節賃金、臨時雇用の賃金ということで、1名欠員分の補充としまして臨時職員を雇用しておりますので、補正をさせていただきます。

それから、2目林業振興費4万円の追加、ここは全国のレクリエーション大会の看板作成の負担金ということで4万円計上させていただいております。

続きまして、7款1項1目商工振興費300万3,000円の追加、ここは新しくできました地域振興課の職員の人件費がここに含まれます。それを整理させていただきまして、不足分を追加させていた

だいておるものでございます。25ページの手当の超勤につきましても同様60万追加させていただいております。

それから、2目地域づくり推進費870万7,000円の追加でございます。内訳としまして、7節の賃金402万4,000円、これは先ほども説明ございましたが、10月から3人募集の予定でございます。この3名の協力隊員の賃金を計上しております。また、9節の旅費121万4,000円につきましては、費用弁償としまして、協力隊員の募集のための費用弁償、それから職員の普通旅費等でございます。それから、11節需用費の28万2,000円は消耗品、それから事業系の消耗品、参考図書代を計上させていただいておりますし、役務費の32万1,000円につきましては、広告料募集に対するホームページの掲載料としまして31万2,000円計上しております。それから、13節委託料70万2,000円につきましては、これは協力隊員の募集のホームページを作成するという委託料でございます。それから、14節使用料及び賃借料13万円につきましては、東京へ募集のための説明会を行います。その東京の説明会場の会議室の借り上げ料ということで13万計上しております。続きまして、19節負担金、補助及び交付金でございます。203万4,000円でございます。そのうち、負担金の30万6,000円につきましては、食品衛生管理者を受けさせるということの研修負担金でございます。補助金172万8,000円につきましては、イベント支援、これはつちのご祭り、お松さま祭りのそれぞれ5万円の計上。それから地場産業の振興対策事業の補助金、これにつきましては、商工会青年部が可児のFMらへ出演して東白川のPRをしていただきます。これを毎月行うということで、商工会の補助、それから新しく採用します3名の協力隊の住居の入居等に関する補助ということでございます。

続きまして、26ページの8款1項1目土木総務費95万8,000円、ここにつきましても、職員手当が67万円追加しております。そのうち60万が超勤でございますが、これにつきましても、会計検査の準備等に対応しておりますので、不足を見込んで追加させていただいております。それから、9節の6万7,000円については、職員の普通旅費の追加でございます。それから使用料、これにつきましては、職員2名が橋梁の初級研修を受ける予定でございます。先ほどの旅費、それから使用料の1万円につきましては、駐車料金を計上しております。それから、19節負担金、補助及び交付金22万につきましては、生活道の整備補助金としまして、1名の方を対象に計上しております。工事費用に対しての40%の補助でございます。

続きまして、8款2項1目の道路橋梁維持費694万6,000円の増でございますが、これは維持修繕工事の増額と調査委託料でございますが、委託料231万2,000円は、柏本本線の拡幅改良測定の調査委託料、それから工事請負費463万4,000円は、林道維持の修繕工事ということで3カ所ございます。笹屋線、小学校へ上る道路の待避所の設置が約260万ほど、高畑線、大口地内ですが、崩落決壊防止工事が約170万、それから大明神内橋の補修工事で30万計上しております。

続きまして28ページ、3項1目住宅管理費25万円、修繕料として25万円追加でございます。フラットハイムのIH調理器が2台老朽化しておりますので、交換するというところで25万計上しております。

続きまして、9款1項3目災害対策費67万4,000円、備品購入費ということで、災害対策費とし

まして、ドローンを2台購入ということで67万4,000円計上しております。

続きまして、10款1項2目事務局費295万円の減、ここにつきましては、異動により欠員が生じましたが、1名分の人件費について減額をさせていただくものでございます。

続きまして、29ページの3項1目学校管理費60万円の追加でございます。工事請負費としまして、中学校の機械室にございます揚水ポンプでございますが、これも老朽化により交換が必要になりましたので計上させていただくものでございます。

続きまして、5項1目保健体育総務費10万円、ここはスポーツ教室の開催費ということで、スポーツ吹き矢のセットを購入させていただくということで、これにつきましては、FCからいただきました寄附金を活用させていただくものでございます。

○議長（服田順次君）

建設環境課長 今井義尚君。

○建設環境課長（今井義尚君）

議案第50号 平成28年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）。平成28年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ92万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,727万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成28年6月17日提出、東白川村長。

次の歳入歳出予算補正の朗読は省略させていただきます。4ページの第2表の地方債補正を説明いたします。

変更前の限度額が7,030万円から変更後限度額8,060万円に増額変更するものでございます。借入れ内容につきましては変更はございません。理由につきましては、説明資料の歳入で説明いたします。

次の説明資料の事項別明細書は省略させていただきます。8ページの歳入から説明いたします。歳入。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額94万4,000円の減額、一般会計繰入金の運営費分でございます。これは主に人件費の減額補正でございます。

次に、6款1項1目村債、補正額1,030万円、簡易水道事業債でございます。

次に、7款1項1目簡易水道施設整備補助金、補正額3,000万円の減額でございます。

次の8款1項1目簡易水道施設整備補助金1,971万7,000円の皆増でございます。これらの理由につきましては、当初予算では国庫補助金を3,000万円計上しておりましたが、3月に県の指導によりまして、社会資本整備総合交付金のほうが有利であるということから、国庫補助金から県補助金に要望を切りかえいたしました。これにより、社会資本整備総合交付金要望額に対しては、

65.7%の内示額でございました。なお、国庫補助金の内示額につきましては50%未満であったというふうに聞いております。このため、国庫補助金を減額補正するとともに、県補助金、社会資本整備総合交付金を皆増補正といたしました。それと、28年度の生活近代化事業に伴う補助金基本額は約1億円ございますが、生活近代化機器更新事業大明神水系の機器更新計画では、今年度が最終年でございまして、交付金の要望では3,000万円の要望額に対し、内示額は1,971万7,000円ということで、当初の要望と比べまして1,000万円が足らなくなったということで、足らずまいを村債のほうで1,030万円の増額補正を行ったものでございます。

次に、10ページの歳出でございまして、1款1項1目一般管理費、補正額157万5,000円の減額ということで、これは人事異動に伴う職員1名の人件費でございまして。

次に、2款1項1目東白川簡易水道建設事業費で、これは国庫補助金を減額し、地方債をふやしたことで特定財源の財源補正でございまして。

次に、3款1項1目施設維持管理費、補正額64万8,000円、13節委託料でございまして、簡易水道の経営戦略策定委託料ということで、これは平成29年度からは社会資本整備総合交付金及び補助金事業等の採択要件につきまして経営戦略が必要となってきました。このため、今後、曲坂水源系の機器更新事業及び簡易水道の施設の耐震化事業等を今後行う場合、経営戦略計画を策定することが必須となっております。国・県からは、平成28年度中に経営戦略計画を策定しないと、29年度以降、交付税措置が受けられなくなるというふうに聞いております。このため、村では水道施設の固定資産台帳をもとに経営戦略計画を策定するというので、経費を削減することを目的に自前で経営戦略を策定するというので、計画期間が10年以上を基本として、投資資産、財源資産等シミュレーションを行う一部の業務を委託するための委託料ということで補正するものでございます。以上で簡易水道事業を終わります。

次に、議案第51号 平成28年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）。平成28年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,636万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年6月17日提出、東白川村長。

次の第1表 歳入歳出予算補正は朗読を省略させていただきまして、説明資料の事項別明細書も省略しまして、7ページ、歳入から説明いたします。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額43万2,000円で、一般会計繰入金の運営費分でございます。

次、3款1項1目繰越金、補正額33万2,000円で、前年度繰越金でございます。

次に、歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額33万2,000円で、職員1名の人件費で職員手当と共済費でございます。

次に、2款1項1目施設維持管理費、補正額43万2,000円で、これも下水道経営戦略策定委託料

ということで、先ほど水道でも説明いたしましたとおりでございますが、29年度から採択要件となることから、今後老朽化してきた下水道機器等の更新ですとか、下水道の施設の更新事業等を今後行う場合は経営戦略を策定することが必須となっております、国・県からは28年度中に経営戦略を策定しないと29年度以降、交付税措置が減額されるというようなことになっております。このために、自前で経営戦略計画を策定するための委託補正でございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 伊藤保夫君。

○国保診療所事務局長（伊藤保夫君）

議案第52号 平成28年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）。平成28年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ237万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,397万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年6月17日提出、東白川村長。

2ページの歳入歳出予算の補正の説明を省略させていただきまして、4ページの説明資料の事項別明細書を開かせていただきまして、7ページから説明させていただきます。

歳入。

1款1項4目保健予防活動収益、補正額36万円の減額でございます。これは産業医の受託料の減額ということで、今まで岐阜部品の産業医でございましたが、4月から産業医でなくなったことによる減額でございます。

6款1項1目繰越金、補正額258万4,000円の増額、前年度繰越金でございます。

8款1項1目指定寄附金、補正額14万9,000円、診療所施設整備指定寄附金でございます。2件の方からそれぞれ15万円の寄附金をいただきましたが、当初予算に1,000円頭出ししてありますので、それを減額しました14万9,000円でございます。

それから、8ページのほうでございます。

歳出で、1款1項1目一般管理費、補正額179万2,000円の増額でございます。これにつきましては、職員手当、職員の人事異動によります分でございますし、備品購入費の150万につきましては、先般も全協で説明させていただきましたが、老健の送迎車の購入について当初軽自動車を予定しておりましたけれども、2台車椅子が乗れる普通車のほうに変更させていただく分の不足分の150万円でございます。

2款1項1目一般管理費、補正額43万2,000円、これは職員手当の通勤手当の増額でございます。これについては、当初予算の見込み違いによります増額でございます。

2目の医療管理費、補正額ゼロということで、これにつきましては、先ほどの産業医のところの財源補正でございます。

3款1項1目基金積立金、補正額14万9,000円、積立金、基金積立金ということで、積立金が14

万9,000円でございます。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

一般会計の補正予算、ページでいきますと25ページのところの7款1項2目地域おこし協力隊の事業についてちょっとお伺いをします。

財源の説明の中で、派遣先の企業からということで153万5,000円というところなんですけれども、この部分について、どういったものを企業のほうから財源をいただく予定なのかということ。三セクであれば、村から財源を三セクに求めていくというか、その辺の財源の部分についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

地域振興課長 桂川憲生君。

○地域振興課長（桂川憲生君）

2番 今井議員さんの御質問についてお答えをさせていただきます。

歳入で見えております負担金でございますけれども、この地域おこし協力隊の1人当たり年間200万という財政措置については、村の直接執行、本人に対して、団体から支払われるものは対象にならずに、自治体から直に地域おこし協力隊個人に対して支払うものが財政措置の対象となります。

それで、今回の場合、年間200万ございますけれども、任務期間としては、今年度半分で100万円となる予定です。それで、月間17万2,000円というような定額の報酬を用意しておりますけれども、休日の出勤の超過勤務であったり、それから半期で半カ月分というような賞与を予定しております。そういった規定の国からの財政措置のある分を超える分を1人当たり50万円ほど想定をしております。その部分については各団体、あるいは会社から村へ負担金という格好で入れていただくというような予定で、支出と歳入の負担金を見込んでおります。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

24ページの一般林業振興費というところで、全国レクリエーション大会の看板の作成負担金というのがあるんですけれども4万円、これ、一般財源から出ているんですけど、負担金ということは4万円ではできなくて、どこかほかのところから出てくる金額があって、一緒にやるということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（服田順次君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

これにつきましては、総額12万かかりまして、白川町さんと製品流通センターがそれぞれ持ちまして、本村と4万円ずつというようなことでございます。

○議長（服田順次君）

総括参事。

○総括参事（樋口章久君）

補足ですけれども、今のカウントダウンのポールにつきましては、総合庁舎に設置をされましたので、今、課長が説明したように、東白川と白川町と3者で4万円ずつ負担金を出したということです。

○議長（服田順次君）

ほかに。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

総務管理費の15ページになりますけれども、地方創生の東白川ファンを核とした村内製品の部分のウェブサーバー設定手数料というところに補正が上がっているわけですが、この間の委員会等でもあれでしたけれども、まだスタートを切っていないモールの関係の当初予算が少額のものならいいんですけど、結構大きな金額のものが、このウェブサーバー手数料がここで上がってきているというのは、全く見込んでいなかった項目として上がってきているのか、当初一定の金額がついていたものが増額という形で上がっているのか、どちらかをちょっと。

○議長（服田順次君）

地域振興課長 桂川憲生君。

○地域振興課長（桂川憲生君）

3番 桂川議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

これは全く新規で発生した分で、増額の金額ではございません。それで、サーバーの設定が新しく発生した原因といたしますか、その理由でございますけれども、もともと昨年度の予定では、東白川村の役場に格納してあります公開用サーバーの中に、今現在、村のホームページを入れておるところに今回のシステムをウェブ公開用としてそこへ格納する予定でございましたけれども、それが不適切ではないかという理由が3つございまして、それで外部のレンタルサーバーのほうへ入れようという話になりました。

その3つの理由といたしますのが、1点目に、そこの中が職員のメール等もそこで処理されているために、もしもこちらのほうでアクセス等があった場合に、役場の中のメールに多少影響するのではないかという心配が1点。それからもう1つ、商業用の個人情報、各個人さんの商売屋さんが扱

われるものが行政情報の中にあるというのが適切ではないという懸念が1点。そして、一番の理由は、これまで年に1回か2回程度あります白川町でのケーブルの断線とか、そういったときにインターネットが1日、あるいは2日程度使えなくなるという事態が過去に起きておりました、それを回避するためには、村の外部の安定したところにサーバーを置くのが適切であろうということで、そこを借りて、ファームの設定をする費用だけ補正をさせていただきたいというものでございます。

○議長（服田順次君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

今、課長の説明は割と適切な説明でして、本来そうあるべきだなということ。逆に言うと、今、村のメールサーバーですとか、それが内部にあることで今までかなり余分に負担ですとか、システム改修ですとか、結構負担がかかっていたものを、今回のECモールに関しては、ちょうどそのデメリットを全部解消する形で外部に持たれるということは、まさにその判断は間違っていない、今回補正を上げてこられることも非常にいいことだと思います。ただし、僕が問題にしたいとすると、実はこのことで村のウェブサーバー、メールサーバーが2本立てになって経費が二分化されていく、今のままですと。なので、元来、CATVが発生するときの内部にインターネットのサーバーを持っている。それをいい機会ですので、全て外部へ一点にここに集中することによって、費用のほうもきちんと減りますし、もう1個は、今、ちょうど課長がおっしゃられた全てのメリットが、当然同じことが発生してくれると思います。今は自社にあることによって、実はうちの村内には、明確な技術者がいないために、いつ、何どき、どんな形で村内にあるサーバーが攻撃されても、それを即対応できるかという不安があるところを、外部サーバーに委託することによって安心感が上がるというのは、先ほど課長のおっしゃられたとおりで、これはもともと持っているメールサーバーへも拡張していくという将来性がないと、これはただ単に費用がふえて終わりということになりますので、ぜひその辺を御検討の上で、この補正を方向性として認めていけないかと思っておりますけれども、ちょっとその御返答をどなたかをお願いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

安江誠会計管理者。

○会計管理者（安江 誠君）

ウェブサーバーにつきましては、今庁内のサーバー機能としては、公開用のウェブとメール機能があるんですが、ウェブ機能につきましては全部外部のほうへ出すということですが、メールにつきましては、セキュリティー上の神経質な面がありますので、外に出すのはちょっと難しいかなというところと、今後県のほうの、マイナンバー系の個人情報のセキュリティーの対策をしておるところなんですが、インターネットにつきましては、今、プロバイダーは中部ケーブルネットワークさんのほうにつながっておりますが、それを岐阜県全体の市町村が県一本化の出口にするという構想

がございまして、そこでメールのほうのチェックも行っていくというような構想もございまして、外に出すのは適切じゃないかなということで、今の環境でいきまして、今年度中にそのあたりの対策を行っていくということになっております。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

会計管理者の説明の中で、実は2つに分けておきたいのは、職員のメールにつきましてはある程度理解できますので、そのまま中に置いていただくことと、メールサーバーは、正直言いまして、さほど費用がかからない部類のサーバーですので、これについては余り異論はございません。

ただ、一般の村民が使っている50913のアドレスも多分今は内部にサーバーを持っているのではないかと推測されます。なぜいといいますと、今スマホ等がはやってきました、皆さんがスマホで50913のメール設定をしようと思っても、外部のネットワークからは一切読み書きができないのが現状になっていますので、せっかくの税金を使って持っているメールサーバーが、今後十分な活用がされてこれないだろうということで、今回外部に出すときに、一般の村民に公開しているサーバーも外部へ出すことで利便性が一気に通常のほかのメールサービスと同等まで上がるのではないかと期待を込めていますので、今の会計管理者がおっしゃったセキュリティーで守るべき職員のメールにつきましては確かに一理ありますので、その辺はまた今後研究しながら、どちらのセキュリティーが高いかは今申しませんが、セキュリティーの高さのために用心されているということは理解できますが、一般のメールサーバーにつきまして一度御検討をお願いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

CATVで運営しています50913のメールサーバーにつきましては、今現在はもう外に行っているということです。内部の庁内のサーバーのほうには、そちらの機能はありませんので、そういうことで……。

○議長（服田順次君）

地域振興課長。

○地域振興課長（桂川憲生君）

質問から発展しての御提案の部分につきましては、CATV等ほかで持っておりますウェブの部分については、また今後一つの御提案の選択肢として検討する材料にさせていただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

一般会計の2款2項2目、16ページになります。この部分で委託料が24万、コンビニ代行委託料ということで、3月の今年度の予算の部分では固定資産税のコンビニ収納というのが31万上がっておったと思うんですが、これがふえたのか、それとも新たなものが発生したのかという点をお伺いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村民課長。

○参事兼村民課長（小池 毅君）

今回の補正の委託料の内容ですけれども、これにつきましては、住民税、固定資産税、軽自動車税、国保税の再発行納付に係るものと軽自動車税の当初納付に係る手数料、委託料ということで、昨年予算編成時にこちらの手落ちにより計上しておりませんでしたので、今回計上をさせていただいております。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

国保診療所特別会計の8ページですが、ちょっとお聞きしたいんですけど、通勤手当、先ほど43万2,000円が見込み違いという話をされたんですが、計算をもともと間違えて申請してあったのか、住んでいるところが変わって余計に要るようになったのか、どちらですか。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長。

○国保診療所事務局長（伊藤保夫君）

これにつきましては、2年ほど前に通勤手当の額が人事院勧告に伴って額が改定された分の引き上げ額が反映されていない部分もありますし、新たに通勤地が変わってふえたという分も両方加味したもので、全体をトータルしますと、43万2,000円の増というふうな金額になりました。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

それというのは、2年間忘れられていたということですか。改定されずに放っておいたということですか。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長。

○国保診療所事務局長（伊藤保夫君）

それがあったのがおとしですので、ことしの給与を見積もりするときは昨年12月ですので、古い昔の単価をそのまま利用したということで、上がった新しい差額分を計上していなかったという……。

支給のほうは正しい金額で支給をしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

過去にさかのぼって。

○国保診療所事務局長（伊藤保夫君）

さかのぼっておりません。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

農林水産事業費、22ページの茶業の振興対策事業の中で、お茶の販売対策の支援補助金195万ですけれども、もう少し詳しく説明をもう一回お願いします。

○議長（服田順次君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

この茶業販売拡大対策支援補助金につきましては、まず全く今お茶のほうで低迷しておること、まず東京のほうでイベントが開催されます。それにつきまして、こちらのほうから2週間、1週1人ずつという換算で向こうのイベントに参加する費用と、それからスペースワイズというところが企画しておるんですが、そちらのほうへの負担金みたいなものがあるわけなんですけれども、そういったものにまず1点要ることと、それから新しくカタログをつくりまして、このカタログにつきましては、これから東北とか、ああいったところも販売戦略の視野に入れていくということで、どこへ行くのにも今適切な資料、カタログがないというようなことです。そんなことでカタログをつくらせていただくというようなことでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

ことしのお茶も一番茶は終わりましたけれども、数量が少なく、ほとんど在庫を持っていない

と思うんですけど、東京イベントで2回ほどやられるということで、これは去年の在庫茶と、そういうことも含めて在庫を一掃するというか、そういう目的を主に含んでいるのか。ことしのお茶は生産量がかなりダウンしましたので、皆さん方、組合もお茶の在庫は持っていないと思うんですけども、その辺、もう一回お聞きします。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（今井 稔君）

6番議員さんにお答えしたいと思います。

昨年の在庫になっておったお茶は、おかげさまでほとんどが消費できたということでございますけれども、お茶のことにしましては、去年、今という話ではございませんので、ここずうっと低迷しておる状況でございます。お茶の産地として、これから新たな販路を見つけるためには、在庫をなくすとか、そういう話ではなくて、もっと先のこれからの話でございますので、そういったことで新たな販路を見つけるための事業費でございます。

○議長（服田順次君）

ほかに。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

簡易水道特別会計の歳入のほうでちょっとごらんいただきたいと思いますが、先ほど課長のほうから有利なほうを選択していったらこうなりましたという国庫補助金と県補助金の差しかえでしたけれども、ちょっと僕、説明が理解できなかったので質問するわけですけど、3,000万のはずが2,000万の補助に落ちているのに有利だったという説明と、パーセンテージを言われたので、国庫補助金だと50%しか出てこない、約1,500万しか出てこないのが、県補助金を選択しことによって65%なので、結果的に2,000万出てきたと。で有利であろうということで、ただし、当初予算には減額分が含まれていなかったので1,000万の補正をお願いしますという説明だったということでしょうか。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（今井 稔君）

今言われたとおりですけども、当初1億の約3割が国庫補助金ですと3,000万円になるわけです。それが当初要望額ということで上げさせていただきました。それに対して、そのまま国庫補助でずうっといきますと、先ほどの50%未満の内示額しかなかったんですけども、交付金に変えたことで65.7%の有利なものになったということでございます。そのため、起債のほうの簡水債のほうを増額させていただいたということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

実はこの段階での内示についての処理なんですけど、内示というのはある程度見込みながら予算化するものなのか、やっぱり内示というのは100%を前提として予算化するものなのかということの慣習についての質問を最後に入れさせていただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

総括参事。

○総括参事（樋口章久君）

予算は12月の前の時点で組み立てをしますので、その時点では当然内示はないものですから、この予算を立てるときには、補助金を3,000万というふうに充てておったんですけれども、今、課長のほうの説明がありましたように、交付金に切りかえたら3,000万の65.7%ついたということで、後で県のほうへ確認してみたら、国庫補助金のままだったら50%以下に多分なつたやろうでよかったねという話になると思います。時期の関係で内示まではちょっと確認できないということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

実は事情はよくわかっているんですけど、こういうやつというのは、全協の段階でいいですので、実はこれぐらいの過去の実績であるということをおおらかに踏まえておかないと、結局、予算を補助金でいけるで認めておいて、自己財源に差しかえというのがここですょちゅう起きるので、書類上は仕方がないので、今も理解しましたので、説明上、どこかで僕たちに大体こういう事業だったら内示はこれぐらいだろうというような予想ですとか、過去の実績ですとかをお示ししていただくと、こういうときにもこういう質問を入れないではいって了解しながら次へ行けるんじゃないかと思いましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（服田順次君）

総括参事。

○総括参事（樋口章久君）

今後、わかる範囲内で内示率等について報告させていただきます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

同じく簡易水道特別会計の支出の部分で3款1項1目、下水道ほうでも同じく支出の部分で、先ほど説明にありました28年度中には経営戦略を立てておかないと、これからの財源に響くよと、そういう確保ができないので、こういったものをつくらないかんというお話でしたけれども、自前でつくるといってお話の中で、シミュレーション部分については委託をせざるを得んというような感じだったと思うんですが、水道のほうが64万8,000円で、下水のほうが43万2,000円で合わせて108万円なんですけど、同じ業者というか、どういう方がこういうシミュレーションとかされるのかわからんのだけど、コンサルか何かが両方一括で受けられて計画を立てるのをただ単純に分けてあるのか、この辺の委託料の部分について御説明をいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

建設環境課長。

○建設環境課長（今井義尚君）

経営戦略の策定委託料につきましては、コンサルに頼むということで、人的にも大変少なくなっております、その部分を委託して補うということで、先ほど言ったような投資資産とか、財源の資産を20年とか30年先まで見据えたものをつくって、それで経営戦略をつくっていかなくちゃいけないということで思っております。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

下水も全く同じものですが、下水の場合は、施設的には4施設、宮代の規模的にはちょっと小さいものですから少し落としてありますけれども、実質、あくまでもこの金額がということでもないものですから……。

○議長（服田順次君）

総括参事。

○総括参事（樋口章久君）

補足の説明になります。

予算の私どもヒアリングを受けて、その補正予算を受けるんですけれども、ヒアリングのときには全部委託に出したら幾らになるという予算を組み立ててきました。それが簡水のほうでいきますと1,500万ほどかかるという予算を組み立ててきましたので、今、会計管理者のほうで村の財産の管理台帳をつくっておりますので、その中にも当然水道の施設もある、それから下水道の施設もあるということですので、そういったこちらでつかめる資料については、こちらの数字を使っていくということ。あと20年なり30年なりにどういう修繕計画が必要かということにつきましては、それは計画ですので、私どもで組み立てる部分ができます。多少、コンサルにお願いをしていく、コンサルのお知恵をかりしてというところはありますけれども、20年、30年先、どういうふうに修繕をしていくんだという計画は立てられますので、それを加味して、1,500万もかけんでいいんじゃない

いの、使える数字はうちで使って簡易にやってもいいんじゃないのということで、簡易水道については64万を上げさせていただきましたし、下水道のほうでは40万ほど上げさせていただいたということでございます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から議案第52号 平成28年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第49号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から議案第52号 平成28年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの4件については、原案のとおり可決されました。

◎議案第53号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第14、議案第53号 財産の取得についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江良浩君。

○総務課長（安江良浩君）

議案第53号 財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び東白川村議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成28年6月17日提出、東白川村長。

記1. 財産の名称・数量並びに設置場所、名称、消防ポンプ自動車、数量、1台、設置場所、東白川村神土平地内。2. 取得の目的、消防ポンプ自動車の老朽化に伴う更新取得。3. 取得の方法、指名競争入札。4. 取得予定価格、2,160万円。5. 購入先、岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防。

これにつきましては、財産の取得及び処分の予定価格が700万円以上の場合は、この条例に定めるところにより議決を求めるものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（服田順次君）

日程第15、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

○議会運営委員長（桂川一喜君）

平成28年6月17日、東白川村議会議長 服田順次様。議会運営委員会委員長 桂川一喜。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1. 会期及び会期延長の取り扱いについて。2. 会期中における会議日程について。3. 議事日程について。4. 一般質問の取り扱いについて。5. その他議会運営上必要と認められる事項。6. 議長の諮問事項に関する調査について。以上です。

○議長（服田順次君）

お諮りします。委員長の申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定をしました。

◎閉会の宣告

○議長（服田順次君）

本定例会に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定により本定例会は本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成28年第2回東白川村議会定例会を閉会します。

午後2時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員